――― 目　　次 ―――

◎第１回臨時会

○１月18日（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名 …… ３

日程第２　会期決定の件について …… ３

日程第３　議案第１号から議案第３号及び発議第１号の４議案一括上程 …… ４

日程第４　質疑・討論・採決 …… ７

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成20年 第１回臨時会 （１月）	議案第１号	平成１９年度三股町一般会計補正予算（第４号）	可　決	１月18日
〃	議案第２号	平成１９年度三股町水道事業会計補正予算（第２号）	可　決	１月18日
〃	議案第３号	訴えの提起について	可　決	１月18日
〃	発議第１号	町長の専決事項の指定の追加について	可　決	１月18日

◎第２回定例会

○３月３日（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名 …… １５

日程第２　会期決定の件について …… １５

日程第３　平成２０年度施政方針表明 …… １６

日程第４　議案第４号から議案第４２号までの３９議案及び報告第１号並びに意見書（案）第１号及び請願第１号一括上程 …… ２１

日程第５　質疑・討論・採決（意見書（案）第１号） …… ３１

○３月５日（第２号）

日程第１　総括質疑 …… ３４
日程第２　常任委員会付託 …… ４２

○３月13日（第３号）
日程第１　一般質問 …… ４４
３番　上西　祐子君 …… ４４
１０番　山中　則夫君 …… ５６
７番　池田　克子君 …… ６３
１番　指宿　秋廣君 …… ７２

○３月17日（第４号）
日程第１　常任委員長報告 …… ８８
総務厚生常任委員長 …… ８８
建設文教常任委員長 …… ９３
一般会計予算・決算常任委員長 …… ９５
日程第２　質疑・討論・採決（議案第４号から議案第２９号までの２６議案） …… ９７
追加日程第１　附帯決議（案）第１号上程 ……１１０
日程第３　質疑・討論・採決（議案第３０号から議案第４２号までの１３議案） ……１１１
日程第４　請願第１号の継続審査の件 ……１１７
日程第５　決議（案）第１号「道路特定財源の確保に関する特別決議」上程 ……１１８

付議事件及び審議結果一覧

平成20年 第２回定例会 （３月）	議案第４号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	可　決	３月17日
〃	議案第５号	職員の自己啓発等休業に関する条例	可　決	３月17日
〃	議案第６号	三股町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例	可　決	３月17日
〃	議案第７号	三股町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例	可　決	３月17日

平成20年 第２回定例会 （３月）	議案第８号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可　決	３月17日
〃	議案第９号	三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	可　決	３月17日
〃	議案第10号	三股町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	可　決	３月17日
〃	議案第11号	三股町後期高齢者医療に関する条例	可　決	３月17日
〃	議案第12号	三股町後期高齢者における葬祭費の支給に関する条例	可　決	３月17日
〃	議案第13号	三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可　決	３月17日
〃	議案第14号	三股町国民健康保険準備積立基金条例の一部を改正する条例	可　決	３月17日
〃	議案第15号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	可　決	３月17日
〃	議案第16号	三股町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可　決	３月17日
〃	議案第17号	三股町ふるさと農村活性化基金条例を廃止する条例	可　決	３月17日
〃	議案第18号	三股町と都城市との間における水道施設の相互利用に関する協議について	可　決	３月17日
〃	議案第19号	平成１９年度三股町一般会計補正予算（第５号）	可　決	３月17日
〃	議案第20号	平成１９年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	可　決	３月17日
〃	議案第21号	平成１９年度三股町老人保健特別会計補正予算（第３号）	可　決	３月17日

平成20年 第２回定例会 （３月）	議案第22号	平成１９年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）	可　決	３月17日
〃	議案第23号	平成１９年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）	可　決	３月17日
〃	議案第24号	平成１９年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	可　決	３月17日
〃	議案第25号	平成１９年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）	可　決	３月17日
〃	議案第26号	平成１９年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	可　決	３月17日
〃	議案第27号	平成１９年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第２号）	可　決	３月17日
〃	議案第28号	平成１９年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）	可　決	３月17日
〃	議案第29号	平成２０年度三股町一般会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第30号	平成２０年度三股町国民健康保険特別会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第31号	平成２０年度三股町老人保健特別会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第32号	平成２０年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第33号	平成２０年度三股町介護保険特別会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第34号	平成２０年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第35号	平成２０年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算	可　決	３月17日

平成20年 第２回定例会 （３月）	議案第36号	平成２０年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第37号	平成２０年度三股町公共下水道事業特別会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第38号	平成２０年度三股町墓地公園事業特別会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第39号	平成２０年度三股町国民健康保険病院事業会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第40号	平成２０年度三股町水道事業会計予算	可　決	３月17日
〃	議案第41号	売買契約の締結について	可　決	３月17日
〃	議案第42号	町道路線の認定について	可　決	３月17日
〃	報告第１号	専決処分の報告（支払督促申立後の訴訟について）		
〃	請願第１号	後期高齢者の医療制度に関する意見書提出を求める請願	継続審査	３月17日
〃	意見書第１号	農業委員会の必置規制の堅持を求める意見書	可　決	３月３日
〃	決議第１号	道路特定財源の確保に関する特別決議	可　決	３月17日
〃	附帯決議 第１号	議案第２９号平成２０年度三股町一般会計予算に対する附帯決議	可　決	３月17日

一　般　質　問

発言順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
1	上西　祐子	1　町長の政治姿勢について	①　国の予算審議で道路特定財源が問題になっているが、本町の場合、具体的にどう影響があるのか、高速道路を日本中に沢山つくるより、地方の生活道路をつくってもらったり、改善してもらうように出来ないか。 ②　行政改革して３年になるが、どういう点が良くなったのか、又、大課制で職員の仕事への影響、マイナスになっていることはないか、手直しをすることはできないのか、町長の認識を伺いたい。	町　長
		2　食の安全について	給食で使われる食材の安全性についてはどう対処されているのか。	教育長
		3　環境対策について	①　企業と地域住民との間で問題が発生した時の対処について。 ②　農地にまかれる大量のふんのにおいで困っている地区があるが規制はないのか。	町　長
2	山中　則夫	1　町民の利益につながる町政運営について	①　諮問機関・審議会等の見直しについて。 ②　誘致企業に対しての行政の対応について。	町　長
3	池田　克子	1　男女共同参画社会づくりの推進について	①　男女共同参画計画の基本目標に対するそれぞれの推進状況について。 ②　男女共同参画推進委員会の設置について。 ③　女性職員の各役職毎の人数と役職登用について。 ④　ＤＶ防止法が制定された意義について。（町長の見解は） ⑤　ＤＶ防止法に対する取組みについて。	町　長

4	指宿　秋廣	1　町有施設の開放について	高齢者への無料及び減額貸出の考えはないか。	町　長
		2　一般競争入札について	現状と課題について。	
		3　職員のメンタルヘルスについて	①　病気療養職員の現状把握と対策について。 ②　早期退職者の現状と対策について。	

三股町告示第１号

平成20年第１回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年１月15日

三股町長　桑畑　和男

１　期　日　　平成20年１月18日

２　場　所　　三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿　秋廣君	財部　一男君
上西　祐子君	大久保義直君
重久　邦仁君	東村　和往君
池田　克子君	原田　重治君
中石　高男君	山中　則夫君
黒木　孝光君	山領　征男君

○応招しなかった議員

平成20年　第１回（臨時）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第１日）

平成20年１月18日（金曜日）

議事日程（第１号）

平成20年１月18日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　議案第１号から議案第３号及び発議第１号の４議案一括上程

日程第４　質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　議案第１号から議案第３号及び発議第１号の４議案一括上程

日程第４　質疑・討論・採決

出席議員（12名）

１番　指宿　秋廣君	２番　財部　一男君
３番　上西　祐子君	４番　大久保義直君
５番　重久　邦仁君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　高男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　岩松　健一君	書記　出水　健一君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑　和男君	副町長	原田　一彦君
教育長	田中　久光君	総務企画課長	原田　順一君
税務財政課長	渡邊　知昌君	町民保健課長	重信　和人君
福祉課長	下石　年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原　昭一君	環境水道課長	福重　　守君
教育課長	野元　祥一君	会計課長	上村　陽一君

午前10時18分開会

○議長（中石　高男君）　平成２０年第１回三股町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

・　・

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（中石　高男君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、議長において５番、重久君、７番、池田さんの２人を指名いたします。

・　・

日程第２．会期決定の件について

○議長（中石　高男君）　日程第２、会期決定の件についてを議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　原田　重治君　登壇〕

○議会運営委員長（原田　重治君）　おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

去る１月１５日に委員会を開催し、本臨時会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本臨時会の会期は、本日１日限りとし、本日提案される議案第１号から第３号及び発議第１号の４議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石　高男君）　それでは、お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日１日間とすることにし、今回提案される議案第１号から第３号及び発議第１号の４議案については、委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１日限りとすることに決し、議案第１号から第３号及び発議第１号の４議案につきましては、本日全体審議として措置することに決しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．議案第１号から議案第３号及び発議第１号の４議案一括上程

○議長（中石　高男君）　日程第３、議案第１号から議案第３号及び発議第１号の４議案を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明をもとめます。町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　おはようございます。それでは、平成２０年第１回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第１号及び第２号の２議案については、地方財政法及び地方交付税法の改正に伴い、公的資金の補償金免除による繰り上げ償還が可能となり、旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金の年利７％以上の地方債について繰り上げ償還を行うため、それぞれ所要の補正を行うものであります。

まず、議案第１号「平成１９年度三股町一般会計補正予算（第４号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳出予算において公債費の元金償還額を増額補正し、財源は予備費により調整するものであります。

次に、議案第２号「平成１９年度三股町水道事業会計補正予算（第２号）」について御説明を申し上げます。

本案は、資本的収入及び支出予算における補正で、収入は企業債の１億３６９万９，０００円の増額補正であります。支出は、企業債償還金の１億３８０万円の増額補正であります。収支差し引き不足額の１０万１，０００円は、減債積立金で補てんするものであります。

次に、継続費の補正については、入札の結果により総額及び年割り額の減額補正をするものであります。

また、企業債の補正については、繰り上げ償還に伴う公営企業債の追加であります。

次に、議案第３号「訴えの提起について」御説明を申し上げます。

本案は、奨学資金滞納者の連帯保証人に対し、民事訴訟法第３８３条第１項に基づき支払い督促の申し立てを行ったところ、相手方から分割納付をしたい旨の異議申し立てがなされたため、

訴訟に移行することになりましたので、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、３議案についてその提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（中石　高男君）　ここで補足説明があれば許します。財政課長。

○税務財政課長（渡邊　知昌君）　一般会計補正予算の会計について、若干説明をしたいと思います。

今回の補正につきましては、地方債の繰り上げ償還にかかわる補正でございます。この繰り上げ償還は、償還する場合に補償金が必要だったわけですけれども、それを免除する形で、その中で財政健全化計画これを策定をしまして、行財政改革が推進できると認められるものについて該当するということになっております。

財政力指数等の状況によって繰り上げ償還対象事業が認められるということになっておりまして、一般会計においては、実質公債費比率が１８％以上の団体は、年利５％以上の起債の残額について、そして、実質公債費比率が１５％以上の団体については、年利６％以上の起債の残額、実質公債費比率が１５％未満のところでは、経常収支比率が８５％以上、もしくは、財政力指数が０．５以下の団体について、年利７％以上の起債の残額について対象となるものでございます。

本町の場合においては、１８年度の実質公債費比率が１１．７％となっております。そして、経常収支比率が８９．６％、財政力指数が０．４０７でありまして、一般会計において年利７％以上の起債事業の残債について、繰り上げ償還ができるということになっています。

今回の補正予算では、旧の資金運用部資金で、昭和５８年度借り入れいたしております公営住宅建設事業債――唐橋第２団地の建設事業に係る分ですが――これが当時借入額が３，４２０万円でございました。年利が７．１％、最終償還年度は平成２０年度までということになっておりまして、その残債が２９３万７，０００円となっております。補正予算書の４ページの方にありますが、公債費の元金償還を増額補正するということで、これを３月の償還時に繰り上げ償還するということになっております。

なお、まだ簡易生命保険資金の中で同じく昭和５９年度の借り入れの公営住宅建設事業債唐橋第２団地建設事業ですが、当時の借入額は４，３２０万ございます。これも年利が７．１％、最終償還年度が２１年度となっておりまして、この残債が５４７万１，０００円があります。これについては、平成２０年度の９月の償還で繰り上げ償還する予定ということで、２０年度予算で執行するという形になります。

繰り上げ償還することによって償還終了時までの金利、これが両方合わして５５万円ほどあり

ます。これが削減効果として生じるというようなことになります。これにつきましては、条件として、先ほど申し上げましたように、財政健全化計画、これを策定して、さらに、これを公表するような形になっておりますので、後でこの健全化計画についても御説明を申し上げたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（中石　高男君）　ほかにありませんか。教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　それでは、議案第３号について補足説明をさせていただきます。

今回の訴訟原因である実際の債務者は専門学校に通っていた１２年４月から１４年３月までの２年間、本町から奨学資金４３万２，０００円の貸与を受けたわけですが、７万２，０００円を償還しただけで、残りの３６万円については、督促状や催告書を出しても何の反応もなく、滞納状態が解消されないまま今日に至ったものです。

民事訴訟法第３８３条第１項に基づく支払い督促の申し立ては、債務者の住所地を管轄している裁判所に対してしか行えませんので、本人が島根県に住んでいるということから、父親の岸畑定彦氏以下２人の連帯保証人に対して、残金の３６万円を一括納付するよう都城簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行ったものです。

支払い督促の申し立て自体については議会の議決は要らないわけですが、父親岸畑定彦氏から分割納付したい旨の意思表示――金額に不満があるとか、納めないということではないわけですが、町としては３６万円の一括納付を求めておりますので、分割納付したいという申し入れは、支払い督促の申し立てに対する異議申し立てということになります。

このため、民事訴訟法第３９５条、異議の申し立てがあったときは、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提議があったものとみなすという規定によって、訴訟に移行することになったものです。

訴えの相手方は、別紙にありますように、都城市都島町５１の２、岸畑定彦氏で、訴えの趣旨は、残金３６万円の一括納付と訴訟費用の負担を求めるものです。

で、授権事項ということでは、分割納付の履行が見込まれる場合は和解するということ。また、今回の場合は債権を放棄するというようなことは全く考えておりませんが、相手方の生活実態等見えない部分もあり、自己破産宣告など法令あるいは町条例の免除規定に該当するような場合も含め、万一の場に備えて債権の一部放棄を盛り込んだものでございます。

なお、今回の債務者のほかにも、同じように督促状や催告書を無視して全く償還に応じてない人が７名おります。今後、支払い督促の申し立ても含め、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、町長の専決事項の指定についてもよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中石　高男君）　ほかに補足説明は。環境水道課長。

○環境水道課長（福重　　守君）　それでは、議案の第２号について補足説明をいたします。

公的資金補償金免除繰り上げ明細、取り扱いについては、先ほど財政課長が申したとおりでございます。上水道における繰り上げ償還については、一応資本費が条件となっておりまして、資本費５％以上で１０６円、６％においては８８円以上であれば、これに該当しますけども、本町においては、一応６８円でございますので、７％の年利について該当することになります。

公益企業債については、借りかえということで予定をしております。先ほど渡しました明細書の中に、事業は第５次拡張の分が４件残っております。旧資金運用部の残高が６，８８４万６，９５７円、それから公営企業金融公庫が３，４９５万２，４０８円で、トータル１億３，３７９万９，３６５円の残高でございます。

その右に借りかえを予定をしている金額が書いてございます。この借りかえについては、当初の借り入れの残償還期間ということになっております。旧資金運用部の借り入れについての借りかえについては、金融機関から予定をいたしております。

公営企業金融公庫の分については、同じく公営企業金融公庫の方から借り入れをするということになります。これに伴う影響ということで、削減できるという金額が書いてございます。１，８３０万８，０１６円ということで見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　ほかにありませんか。

それでは、次に発議第１号の提案理由の説明を求めます。財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　おはようございます。発議第１号について説明をいたします。

発議第１号「町長の専決事項の指定の追加について」の提案理由の説明をいたします。

本案は、地方自治法第１８０条の規定により、平成１６年１２月に制定しました町長の専決事項の指定についてに、滞納となっている町の私債権に対する滞納整備事務の迅速化を図るため、新たに支払い督促申し立て後の所掌（和解を含む）に関することを追加指定しようとするものであります。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

終わります。

日程第４．質疑・討論・採決

○議長（中石　高男君）　日程第４、質疑、討論、採決。

それでは、これより議案第１号「平成１９年度三股町一般会計補正予算（第４号）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第１号を採決します。議案第１号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号「平成１９年度三股町水道事業会計補正予算（第２号）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第２号を採決します。議案第２号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号「訴えの提起について」を議題として、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより議案第３号を採決します。議案第３号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第１号「町長の専決事項の指定の追加について」を議題として、質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　質疑の中で確認ですが、私権ですね、私債権について、ここに説明があるんですけども、「など」というところで、ほかにこういうのが考えられますよというところですね。例えば、保育料――給食はどうなのかわかりませが、そういうところをひっくるめて確認という意味で教えてもらえるとありがたいと思っております。

以上です。

○議長（中石　高男君）　議会事務局長。

○議会事務局長（岩松　健一君）　それでは、お答えをいたします。

私債権というのをちょっと調べて見たんですけども、裁判所の関与が必要な債権ということでございますけども、奨学資金とか、水道料金、住宅使用料、町は実際徴収はいたしておりませんが、給食費などが私債権というふうにとらえられているようでございます。

公債権としては、地方税の滞納処分の例により処理できる債権ということでございまして、下水道料金、保育料、道路占用料、あとは各種税ですね、税金ということになっているようでございます。

実際、これを支払い督促をするときには、裁判所とかに聞かれまして、重々できるかどうかを判断されて、それに当たるべきかなということを考えております。（発言する者あり）保育料は、児童福祉法第５６条第１０項に、地方税の滞納処分を準用するという形をとっておりますので、公債権になるのではないかというふうに思っておるところです。

○議長（中石　高男君）　よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これから発議第１号を採決します。発議第１号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時42分休憩

〔全員協議会〕

午前11時23分再開

○議長（中石　高男君）　休憩前に引き続き本会議といたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（中石　高男君）　以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成２０年第１回三股町議会臨時議会を閉会いたします。

午前11時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員

三股町告示第６号

平成20年第２回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年２月29日

三股町長　桑畑　和男

１　期　日　　平成20年３月３日

２　場　所　　三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿　秋廣君	財部　一男君
上西　祐子君	大久保義直君
重久　邦仁君	東村　和往君
池田　克子君	原田　重治君
中石　高男君	山中　則夫君
黒木　孝光君	山領　征男君

○３月５日に応招した議員

○３月13日に応招した議員

○３月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成20年　第２回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第１日）

平成20年３月３日（月曜日）

議事日程（第１号）

平成20年３月３日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　平成２０年度施政方針表明

日程第４　議案第４号から議案第４２号までの３９議案及び報告第１号並びに意見書（案）第１号及び請願第１号一括上程

日程第５　質疑・討論・採決（意見書（案）第１号）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　平成２０年度施政方針表明

日程第４　議案第４号から議案第４２号までの３９議案及び報告第１号並びに意見書（案）第１号及び請願第１号一括上程

日程第５　質疑・討論・採決（意見書（案）第１号）

出席議員（12名）

１番　指宿　秋廣君	２番　財部　一男君
３番　上西　祐子君	４番　大久保義直君
５番　重久　邦仁君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　高男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　岩松　健一君　　書記　出水　健一君

書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑　和男君	教育長	田中　久光君
総務企画課長	原田　順一君	税務財政課長	渡邊　知昌君
町民保健課長	重信　和人君	福祉課長	下石　年成君
産業振興課長	木佐貫辰生君	都市整備課長	中原　昭一君
環境水道課長	福重　　守君	教育課長	野元　祥一君
会計課長	上村　陽一君		

午前10時05分開会

○議長（中石　高男君）　ただいまから平成２０年第２回三股町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

―――――・―――・―――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（中石　高男君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、議長において、６番、東村君、１２番、山領君の２人を指名します。

―――――・―――・―――――

日程第２．会期決定の件について

○議長（中石　高男君）　日程第２、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　原田　重治君　登壇〕

○議会運営委員長（原田　重治君）　おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

去る２月２９日に委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項の協議を行いました。

その結果、本定例会の会期は、本日より１７日までの１５日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細につきましては、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。な

お、意見書（案）第１号につきましては、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決定いたしました。

また、一般質問の通告期限でありますが、明日４日の正午をもって締め切ることにいたしましたので、時間の厳守方よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（中石　高男君）　お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より３月１７日までの１５日間とし、意見書（案）第１号は委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より３月１７日までの１５日間とし、意見書（案）第１号は委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

次に、一般質問の通告期限がありますが、明日の正午をもって締め切ることにしておりますので、一般質問をされる方は時間厳守の上、事務局へ提出くださるようお願いします。

また、総括質疑の通告については、明日の正午までとします。詳細な数値などの提示を求める質疑については、事前に通告くださるようお願いいたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．平成２０年度施政方針表明

○議長（中石　高男君）　日程第３、平成２０年度施政方針の表明を求めます。

町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　おはようございます。本日ここに平成２０年第２回三股町議会定例会の開会に当たりまして、平成２０年度の町政運営につきましては、私の所信の一端を申し上げます。

私は就任以来、私の政治心情であります「対話と協調」を基本に、町政の円滑な運営に意を注ぎ、各種の事業を計画どおり推し進めているところでありますが、この間における町議会議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解、御協力に際しまして、衷心より深く感謝を申し上げる次第であります。

「町政は町民あってのもの、町民みんなのものであり、町民中心のものでなければならない」という私の政治心情とあわせ、「心の政治」、「心の通う町政」の基本理念に基づき、今後さらに全身全霊を傾けて、町政の推進に取り組んでまいる所存であります。議会議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年を振りかえりますと、世界各地では依然として非道なテロ事件が発生し、多くの

人々が犠牲になっております。

さらに、諸外国の学校内では、在校生が銃を乱射するという大変ショッキングで凶悪な事件等が発生しており、私はこのような事件を耳にするたびに胸が痛む思いでございます。

東アジアにおいては、北朝鮮の核問題をめぐる６カ国協議の場において、核施設の無能力化の手続きが始まりました。近年続いた緊張関係の緩和に向けて、このことが世界平和への第一歩となることを切に願うばかりであります。

本町におきましても、非核平和の町を宣言しており、これからも機会あるごとに平和へのメッセージを発信いたしてまいりたいと考えております。

国内におきましては、穏やかな暮らしに警鐘が鳴り響いた１年でもありました。能登半島地震や新潟県中越沖地震による自然の猛威がまたしても住民の安住の場を奪い、犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に対し、心からのお見舞いを申し上げます。

また、陰湿ないじめや家族間の殺傷事件が頻発し、年金問題や食に対する偽装問題も続出しました。そしてごく普通の人々の生活の場に銃口が向けられるという驚くべき事件が相次ぎ、海外での凶行ばかりと思っていたものが、もはや身近に起こり得る現実に大変な危機感を抱いております。

今年に入りましても、冷凍食品に農薬が混入されるという事件も起こり、日々の生活への不安は一層高まっております。住民の安全安心の生活をいかにして守るのか、地方自治体の長としての責務を痛感をいたしております。

さて、政府の経済見通しによりますと、我が国の経済は引き続き、民間需要を中心の緩やかな回復が続くとされておりますが、地域間のばらつきは大きく、依然として景気の先行きは不透明な状況下にあります。

こうした中、昨年６月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００７」、いわゆる「骨太の方針２００７」が閣議決定をされました。

特に、平成２０年度予算については、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き最大限の削減を行う方針を打ち出しております。とりわけ地方財政においては、地方再生対策費の創設により、地方交付税４，０００億円の増額が見込まれるものの、国庫補助負担金削減による地方税への税源移譲を含め、依然として行政需要に対する財源不足が生じると予想され、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況下にございます。

一方、１月１８日に開会されました通常国会における揮発油税の暫定税率の取り扱いやふるさと納税の創設など、本町の町政運営にも大きく影響する政策についても、今後の審議経過や動向

重視しているところであります。

行政の本旨は、税を柱とする財源をもとに、最適なサービスを町民の皆様に提供することであります。本町はさきに「自主・自立の道」を選択して、抜本的な改革、見直しに取り組み、断行して既に５年目を迎えておりますが、現在の厳しい財政事情の中で、優先すべき事業・サービスの提供につきましては、従来にもまして厳しい行政需要が求められております。

なお、このような厳しい状況を十分踏まえ、町民と行政が傷みを分かち合いながら、当然行政自身も従来にもまして、さらにむだを省き、業務の効率化を進め、貴重な財源をより有効に活用ができるよう努めなければなりません。この点について、議会議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解と御協力を賜りたくお願いを申し上げます。

平成２０年度の財政収入は依然として自主財源等にも手うすく、大変厳しい財政運営が強いられております。歳出につきましても、現在施行中の公共下水道整備や中学校施設の大規模改修事業などのほか、地域福祉施策や生活関連社会資本の整備など、重要施策課題にかかる財政需要が一層増加する状況にあります。

このような厳しい状況の中ではありますが、「第４次三股町総合計画」の基本構想に基づき、基本目標としております「活力にあふれ、心あたたまる住みよいまち三股」を、実現するために５つの重点施策の実現に向けて町民との協力、協働による理念のもと、懸命に取り組む所存であります。

まず、「自然と調和した快適な環境のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。公営住宅は住宅に困窮する低所得者に対して住居を供給することを目的としておりますが、近年の入居者ニーズは多種多様なものがあります。近代的な公営住宅の供給が求められております。

そこで、平成１７年度から事業着手いたしました中原第３団地建替事業も平成１９年度には事業を終えて、５棟の新しい団地が完成しております。

今後も町営住宅の老朽化の状況、人口減少地区への住宅建設など、関係者の御協力を得ながら、快適な生活の場を提供してまいりたいと存じます。

上水道の整備については、町民の生命と健康を守り、心身ともに豊かな生活を支える上で最も不可欠なものであります。長田地区の簡易水道整備について、平成２０年度は最終年度を迎え、供用開始に向けて導水、配水管の布設工事を進めてまいります。また、上水道の安全で良質な水、安定的な供給に引き続き努めてまいります。

公共下水道整備については、生活環境の水質保全を図るため、事業を進めており、既に一部供用開始いたしておりますが、さらに未加入者への加入促進と、普及率の向上に努めてまいります。

また、農業集落におきましても、水質保全のため、農業集落排水施設へのさらなる接続を推進してまいります。

環境保全につきましては、地球的規模で広がりをもち、持続可能な社会づくりの推進が求められており、住民の要求も多種多様であります。そのため、自然と人との共生を確保し、環境への負荷を少なくし、循環型ごみ行政を基調とする町づくりのため、廃棄物の発生を抑制し、リサイクル等環境保全に関する施策を進めてまいります。

次に、「かおり高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくり」についてその主なものを申し上げます。

本町の教育は教育基本法の理念と、三股町民憲章の精神を基調としながら、薫り高い文化の創出を育み、「文教の町みまた」を目指して推進してまいります。

まず、社会教育の充実について、開館以来盛況であります文化会館と図書館については、町民が芸術、文化、情報に触れる機会を広げるため、自主文化事業の充実、読書活動の推進、窓口サービスのさらなる向上に努め、町民に親しまれ、かつ両施設の効率的な利活用を図ってまいります。

次に、学校教育の充実と教育環境の整備については、国際化、高度情報化、高齢化の中に生きる子どもたち一人ひとりが、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動する「生きる力」を身につけさせることは大きな教育課題となっております。

事業の展開にあたっては、基礎、基本の確実な定着やみずから学ぶ意欲、思考力などの育成、児童生徒の問題行動やいじめの早期発見、早期対応など、教育課題解決に向け、学校、家庭、地域社会の連携体制の強化に努めてまいります。

学校の施設整備につきましては、老朽化した施設の整備などを実施してまいります。

特に、平成１８年度より実施いたしました三股中学校の整備事業につきましては、平成２０年度竣工を目指しており、さらに老朽化した各小学校の体育施設の改築の準備に入ってまいります。

次に、「あたたかみのある福祉と健康のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

介護保険制度の充実、保健予防活動や生きがい対策も含めた保健福祉サービスを積極的に推進することにより、保健福祉施策の効果的な展開を目指していく所存であります。

生涯にわたる心身の健康づくりは、長寿社会を迎え、ますます重要な課題になっております。「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という自己管理意識はもとより、地域に根ざした保健行政を進めるため、予防接種の実施、各種の健康診査を初め、事後の健康教育、健康相談、健康教室等の充実を図ってまいります。

なお、この４月から発足する後期高齢者医療制度については、制度の趣旨にのっとり、高齢者医療の適切な運営を図ってまいります。

また、総合福祉センター、元気の杜も積極的に活用し、高齢者、障害者のみならず、一般町民や児童など、町内の多世代にわたる人々が交流を深める福祉の拠点として、「健康で安心して暮

らせるあたたかみのある福祉の町づくり」の推進に取り組んでまいり、なお、少子化対策の一環として、町独自で昨年４月より乳幼児医療費の就学前完全無料化を行っておりますが、今後もさらなる福祉の増進に努めてまいります。

町立病院につきましては、引き続き指定管理者制度にのっとり、平成２０年度も「医療法人社団牧会」（小牧整形外科病院）を指定管理者として管理運営をお願いすることにしております。今後も指定管理者と十分な連携を保ちながら適正な病院の管理運営に努めてまいります。

次に、「活力にあふれる産業のまちづくり」についてその主なものを申し上げます。

農畜産業は、本町の基幹産業であり、その振興は本町経済にとって最も重要なものであります。しかし、農業を取り巻く環境は、米価の下落、原油及び飼料用穀物の高騰による生産費の増高などで、厳しさをます一方であります。

また、消費者の健康志向が高まる中、安全で高品質な農畜産物の生産、環境にやさしい環境保全型農業の展開が大きな課題となっております。特に、畜産が本町の農業粗生産額の面からも農業の主軸をなすものでありますので、今後さらに生産性の高い安定した畜産経営の改善に意を注いでまいります。

特産品の開発と農道、用排水路等土地基盤の整備、後継者や女性農業者の育成・支援並びに畑地かんがい事業、集落営農の推進など、各種施策を推進し、安全で高品質な農畜産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいります。

一方、商工業の振興についてでありますが、我が国の経済は回復基調にあるものの、本町においては、依然と厳しい状況下にあるため、景気浮揚策が望まれております。同時にまた、既存の地場産業の振興をはじめとした雇用の場の確保に努め、誘致企業の立地等にも積極的に取り組んでまいります。

なお、本町の特産品等の物産館を含めた産業会館建設については、商工振興と活性化の観点から鋭意支援をしてまいります。さらに、購買力の町外への流出を抑制し、町内指向への消費拡大にも努めてまいります。

次に、「総合的な町政の推進」でありますが、豊かで活力にあふれる三股町を創造するためには、行政と町民が一体となって、町づくりを展開していくことが求められております。そのために、町民と行政が創意工夫により、町づくりへの意欲と相互連携図り、住みよい活力にあふれる町づくりを進めてまいります。

なお、情報化の推進については、ＩＴ（情報技術）の飛躍的な発達に伴い、インターネットによるホームページの充実に努めてまいります。

自治体運営を取り巻く情勢は、年々厳しさを増し、難しい時代を迎えております。そうした中、町民と行政の新たなパートナーシップの確立をめざし、さらに町民の視点に立った抜本的な行政

改革を進めていく所存であります。

なお、昨年４月から旧来の「赤字路線代替バス」を一部残して、町独自のコミュニティーバスの運行を行っておりますが、今後も利用者の立場に立って、路線や時刻などについて検討を重ね、高齢者、障害者などの交通弱者の利便を図ってまいります。

入札制度のあり方については、公共工事発注における透明性、公平性の確保から、全国の地方自治体にいて、その改善、見直しが強く求められております。本町においては、平成１９年度途中から試行的に一般競争入札を導入しておりますが、今後も国、県等の動向を十分見極めながら、慎重に対処してまいります。

なお、皆様御承知のとおり、本町は昭和２３年５月３日に町制を施行し、今年記念すべき町制施行６０周年を迎えますが、記念行事などを行い、年間を通して「三股町の還暦」を多くの町民の皆様とともに、喜びを分かち合いと存じます。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、私は常に町民主体の施策を展開すべく、清潔で公正な執行管理を行い、強い信念と情熱を持って、粉骨砕身、全力を傾注してまいる所存であります。

どうぞ議会議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４．議案第４号から議案第４２号までの３９議案及び報告第１号並びに意見書（案）第１号及び請願第１号一括上程

○議長（中石　高男君）　日程第４、議案第４号から議案第４２号までの３９議案及び報告第１号並びに意見書（案）第１号及び請願第１号を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成２０年第２回三股町議会定例会に上程いたしました３９件の各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第４号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業職員の給与調整や休業をすることができる範囲の拡大など、所要の事項について、各現行条例の一部をそれぞれ改正しようとするものであります。

次に、議案第５号「職員の自己啓発等休業に関する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、複雑かつ高度化する行政課題に対応できるよう職員の能力開発を促進するため、職員みずからの意思により、職を保有しながら、大学等課程の履修や国際貢献活動のための休業を認める制度を導入するものであります。すなわち、職員の自己啓発休業に関して所要の事項について、条例を定めようとするものであります。

次に、議案第６号「三股町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、交通安全対策会議の委員を新たに４名追加するもので、所要の事項について、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第７号「三股町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、三股町温泉スタンドの設置及び管理について、所要の事項を定めようとするものであります。

次に、議案第８号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、本年６月より三股町温泉スタンドの利用料金を新たに定めるもので、所要の事項に条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第９号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、平成２０年４月１日から後期高齢者医療制度が始まるのにあわせ、老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律への改正により、所要事項について条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第１０号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、介護保険料の激変緩和措置を継続するための条例の一部改正であります。すなわち、平成１７年度の税制改正による介護保険の激変緩和措置として、平成１８、１９年度の２カ年度にわたり保険料率の特例を講じているところでありますが、平成２０年度においても、引き続き継続するため、所要の事項について条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第１１号「三股町後期高齢者医療に関する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律などの施行に伴い、三股町が行う後期高齢者医療の事務について、所要の事項について条例を定めようとするものであります。

次に、議案第１２号「三股町後期高齢者における葬祭費の支給に関する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、宮崎県高齢者医療広域連合より支払われる葬祭費と斎場使用料との差額を支給することについて、所要の事項について条例を定めようとするものであります。

次に、議案第１３号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事項について条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第１４号「三股町国民健康保険準備積立基金条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部改正する法律の施行に伴い、所要の事項について条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第１５号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、塚原第２団地内の住宅４戸を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第１６号「三股町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、学校教育法の改正に伴い、所要の事項について条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第１７号「三股町ふるさと農村活性化基金条例を廃止する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、土地改良施設の機能向上を図るため、地方交付税の需要額として措置されたものを原資として平成５年度に基金条例を制定し、平成８年度から土地改良施設の維持管理費として活用してまいりましたが、平成１９年度をもって基金の残高がなくなることから、当該基金条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第１８号「三股町と都城市との間における水道施設の相互利用に関する協議について」御説明を申し上げます。

本案は、三股町の一部の町民に都城市の水道水を、同じく、都城市の一部の市民に三股町の水道水を供給させる案件であります。このことについては三股町と都城市の境界及びその近接地において上水道の整備をする年度の違いや地理的状況や経済性によっては整備をしない区域がございます。

そこで利用者には、既に整備済みの近接の施設の利用をしてもらうようお互いの水道事業者で協議し、決定していたところでありますが、今般地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求め

るものであります。

次に、議案第１９号「平成１９年度三股町一般会計補正予算（第５号）」について御説明を申し上げます。

本案は、平成１９年度の会計年度末を控え、その決算に控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するもののほか、繰越明許費の設定、地方債の変更を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の総額８７億４，６６４万５，０００円に歳入歳出それぞれ５０５万６，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ８７億５，１７０万１，０００円とするものであります。

次に、第２表、「繰越明許費」の設定でありますが、中原第３団地建替事業が年度内に事業を完了しないことから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第３表、「地方債の補正」でありますが、中原第３団地建替事業の事業費の減少により公営住宅建設事業債の限度額を減額し、三股中学校整備事業の対象事業費の増加により、学校教育施設等整備事業債の限度額を増額するものであります。

次に、議案第２０号「平成１９年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額３０億６，１７４万４，０００円に歳入歳出それぞれ１，５９５万１，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ３０億７，７６９万５，０００円とするものであります。すなわち、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴い、増額補正するものであります。

次に、議案第２１号「平成１９年度三股町老人保健特別会計補正予算（第３号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額２３億３，５０７万５，０００円に歳入歳出それぞれ１６３万１，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ２３億３，６７０万６，０００円とするものであります。すなわち、支払い基金交付金、国庫支出金の決定に伴うもの及びシステム開発委託料の増額補正をするものであります。

次に、議案第２２号「平成１９年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額１６億５，２１５万３，０００円から歳入歳出それぞれ７８１万９，０００円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億４，４３３万４，０００円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金などを減額し、歳出については、介護サービスの給付見込み

により保険給付費などを減額補正するものであります。

次に、議案第２３号「平成１９年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額１，５５４万２，０００円から歳入歳出それぞれ３１３万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２４０万４，０００円とするものであります。

歳入については、予防給付費収入を減額し、歳出につきましては、施設管理費等を減額補正するものであります。

次に、議案第２４号「平成１９年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明を申し上げます。

本案は、事業の実績により所要の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額５，０７３万１，０００円から歳入歳出それぞれ１２３万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，９５０万１，０００円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金などを減額し、歳出につきましては、工事請負費を減額補正するものであります。

次に、議案第２５号「平成１９年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」について御説明を申し上げます。

本案は、事業の実績により所要の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額３，８６４万２，０００円から歳入歳出それぞれ９３万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，７７０万９，０００円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金などを減額し、歳出については、工事請負費を減額補正するものであります。

次に、議案第２６号「平成１９年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明を申し上げます。

本案は、補助事業の決定、あるいは事業の実績により所要の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額４億３，６９９万８，０００円から歳入歳出それぞれ２，４４７万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億１，２５２万７，０００円とするものであります。

歳入につきましては、負担金及び町債等を減額し、歳出につきましては、委託料及び工事請負費等を減額補正するものであります。

次に、議案第２７号「平成１９年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明を申し上げます。

本案は、事業の実績により所要の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額３，０５１万２，０００円から歳入歳出それぞれ２４万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，０２６万９，０００円とするものであります。

次に、議案第２８号「平成１９年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）」について御説明を申し上げます。

本案は、収益的収入予算に１３０万円を追加し、収益的収入予算の総額を１，３４８万１，０００円とするものであります。これは指定管理料ほか不足分について一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、議案第２９号「平成２０年度三股町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

平成２０年度の予算に当たっては、予算編成方針にのっとり、国、県の予算編成の状況、地方財政計画及び社会経済情勢の動向等を見て、予算編成を行ったものであります。国における平成２０年度予算が歳出改革を着実に実現するため、歳出抑制と予算配分の重点化、効率化を実施するとともに、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額を極力抑制した予算となっております。

一方、地方財政については、特別枠を除いた地方歳出総額を７年連続のマイナスとするなど、歳出改革路線を堅持しつつ、地方再生に必要な財源を確保するため、地方税の偏在性の是正対策として、地方再生対策４，０００億円が創設され、地方交付税の総額を前年度当初比で２，０３４億円増の１５兆４，０６１億円と３年ぶりに増額をいたしております。

本町においても、このような国の動向や情勢、本町の行財政改革の進捗状況を踏まえ、さらに一層の歳入の確保、歳出の抑制に努めて予算編成行ってまいりましたが、本町の自主財源である町税は経済状況により大幅な増収は見込めず、歳出においても医療制度や福祉関連事業の行政需要の大幅な増高により、引き続き厳しい財政運営が強いられております。

平成２０年度当初予算では、これらの行政需要額に加え、三股中学校整備事業を継続し、産業会館整備事業や勝岡小学校体育館整備事業などを計上し、新規事業にも積極的に取り組むとともに、地方単独事業など、起債事業の抑制や基金繰入金の増加に歯どめをかけるなど、財政健全化に向けて取り組んでまいります。

まず、「第１表　歳入歳出予算」において、平成２０年度の歳入歳出予算額は７９億３，０００万円で、対前年度比４．８％、４億円の減となっております。

歳入のうち、自主財源は、３０億８，２７８万７，０００円で、構成比３８．９％となり、依存財源は４８億４，７２１万３，０００円で、構成比６１．１％となり、前年度より自主財源の割合が２．２％増となっております。

次に、「第２表　債務負担行為」について御説明を申し上げます。

電算システムリプレース事業の経費や緑資源機構都城区域農用地総合整備事業の負担金にかか

わる債務負担をそれぞれ設定するものであります。

次に、「第３表　地方債」について御説明を申し上げます。

本年度の地方債は、一般公共事業債ほか５億６，１２３万３，０００円を予定いたしているものであります。

次に、歳出予算の新規事業及び主なものについて御説明を申し上げます。

総務費は町制施行６０周年事業にかかわる経費、電算リプレース事業にかかわる経費、税源移譲に伴う年度間所得変動に対する減額措置分の還付費用などを主なものとしております。

民生費は後期高齢者広域連合への医療給付費、事務費の負担金、西植木多世代交流施設整備事業、蓼池児童館改修事業が主なものとなっております。

衛生費は、合併処理浄化槽設置整備事業、塵芥処理場のデータロガ更新費用、長田地区簡易水道統合事業補助金等が主なものとなっております。

農林水産業費は、地域水田営農担い手条件整備事業、町単農道整備事業、県単かんがい排水整備事業、農地・水・農村環境保全向上負担金等が主なものとなっております。

商工費は、産業会館建設にかかわる用地購入費及び補助金、中小企業育成貸付金利子補給補助金、工場等土地取得補助金、企業立地奨励金等が主なものとなっております。

土木費は、道路維持費、道路新設改良費、今市団地住戸改善事業、住宅用火災報知機設置事業及び地上デジタル放送対策事業、マスタープラン改定委託料などが主なものとなっております。

消防費は、消防ポンプ車購入事業、機動本部車庫耐震化事業が主なものであります。

教育費は、中学校整備事業、勝岡小学校体育館整備事業、社会教育においては、総合文化施設周辺整備事業が主なものとなっております。

次に、議案第３０号「平成２０年度三股町国民健康保険特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２９億２，８０９万４，０００円とするもので、対前年比３．８％の減となっております。

歳入の主なものは、保険税が対前年度比５．６％の減、国庫支出金が対前年度比３．９％の減、療養給付費等交付金が対前年度比７５．９％の減となっております。

歳出につきましては、保険給付費が対前年度比５．２％の減、老人保健拠出金が７５．５％の減となっております。これらは後期高齢者医療制度の創設に伴うものであります。

次に、議案第３１号「平成２０年度三股町老人保健特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億４，５３０万９，０００円とするもので、後期高齢者医療制度の創設により、対前年比８８．２％の減であります。

歳入におきましては、支払基金交付金と公費負担金を所定の負担率により計上し、歳出につきましては、平成２０年３月分と、それ以前の請求、遅延分等の医療費を見込んで、医療諸費を計上したものであります。

次に、議案第３２号「平成２０年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ２億７２７万２，０００円とするもので、後期高齢者医療制度の創設によるものであります。

歳入におきましては、保険料、一般会計繰入金等、歳出につきましては、広域連合納付金等を計上するものであります。

次に、議案第３３号「平成２０年度三股町介護保険特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億６８万５，０００円と定めるもので、対前年度比１．９％の増であります。

歳入の主なものは、保険料が対前年度比１．０％の減、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金が対前年度比１．４％の増、繰入金が対前年度比５．７％の増となっております。

歳出の主なものは、総務費の対前年度比２１．５％の増、保険給付費が対前年度比０．６％の増、地域支援事業費が対前年度比６．１％の増となっております。

次に、議案第３４号「平成２０年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，３９５万８，０００円と定めるものであります。対前年比６．８％の減であります。

次に、議案第３５号「平成２０年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，８７４万９，０００円とするものであります。

次に、議案第３６号「平成２０年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，７０２万８，０００円とするものであります。

次に、議案第３７号「平成２０年度三股町公共下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本町は公共下水道整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図る本事

業の推進をしているところであります。下水道事業の全体計画は５６４ヘクタールで、そのうち１９５ヘクタールの区域で事業認可を受け、年次的に整備を進めているところであります。

本年度は供用開始した区域の接続推進を図りながら、計画的な面整備を進めてまいります。従いまして、平成２０年度公共下水道事業特別会計予算における歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８，８６２万円とするものであります。

次に、議案第３８号「平成２０年度三股町墓地公園事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本事業は、町民の墓地需要に答えるため、町民の意向を反映した墓地公園として整備し、現在維持管理を行っているところであります。すなわち、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，９７３万６，０００円とするものであります。

次に、議案第３９号「平成２０年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」について御説明を申し上げます。

御承知のとおり、平成２０年度も引き続き医療法人社団牧会、小牧整形外科病院が指定管理者として病院の管理運営を行います。

まず、収益的収入及び支出については、利用料金制を採用していることから、収入は医業外収益の１，７６３万３，０００円、支出は人件費、施設維持管理料、減価償却費など２，８６２万５，０００円を計上しております。

また、資本的収入及び支出でありますが、収入は４２４万８，０００円を、支出は４２４万７，０００円を計上し、これは企業債の償還金であります。

次に、議案第４０号「平成２０年度三股町水道事業会計予算」について御説明を申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を安定的に町民に供給することに努めているところであります。また、平成１８年度より着手した長田地区簡易水道の整備を引き続き行い、水道の未普及地区の解消に努めているところであります。

従いまして、業務の予定量は給水戸数９，７７０戸、年間総給水量２９０万６，０００立方メートル、一日平均で７，９６２立方メートルを予定しているところであります。すなわち、収益的収入及び支出について、水道事業収益は４億１７１万３，０００円を予定をいたしております。

また、水道事業費用は３億５，７０１万７，０００円を予定しており、平成２０年度における純利益は、消費税抜きで３，０８８万４，０００円を予定しているところであります。

次に、資本的収入及び支出における収入は２億１４万４，０００円を予定しています。支出の総額は３億９，６０３万４，０００円を予定をいたしております。なお、収支不足１億９，５８９万円は、当年度分損益勘定留保資金等のそれぞれの財源で補てんするものであります。

次に、議案第４１号「売買契約の締結について」御説明を申し上げます。

本案は、長田青年部分林設定契約書において、存続期間が満了したことによる立木の処分をしようとするものであります。すなわち、去る２月７日に一般競争入札を執行した結果、都城森林組合が１，７８７万３，１００円で落札しましたので、これに基づき、売買契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第４２号「町道路線の認定について」御説明を申し上げます。

本案は、大字樺山字稲荷下地内及び大字宮村字一万城地内の開発行為により、町に帰属された道路２路線について町道認定を行うものであります。

以上、３９議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いを申し上げます。

なお、今議会に報告１件を提出いたしております。報告１件は専決処分の報告につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。ひとつよろしく御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（中石　高男君）　ここで、１１時１５分まで本会議を休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時18分再開

○議長（中石　高男君）　休憩前に引き続き本会議といたします。

次に、意見書（案）第１号について提出者の説明を求めます。東村君。

〔６番　東村　和往君　登壇〕

○議員（６番　東村　和往君）　意見書（案）第１号「農業委員会の必置規制の堅持を求める意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

昨年の１１月１６日に地方分権改革推進委員会が発表した中間的な取りまとめにおいて、農業委員会の必置規制の廃止の指摘が行われました。しかし、農村を守り、食糧自給率を高めなければならない我が国において、地域農業の振興や農政の普及浸透を果たしている農業委員会の役割は重大であります。よって、この農業委員会の必置規制と活動の整備並びに必要な予算の確保を国に求める意見書（案）であります。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い致します。

○議長（中石　高男君）　次に、請願第１号について、紹介議員の説明を求めます。上西さん。

〔３番　上西　祐子君　登壇〕

○議員（３番　上西　祐子君）　後期高齢者の医療制度に関する請願の説明をいたします。

今年４月より７５歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が新たに実施されようとしています。７５歳以上の高齢者は現在加入している国民健康保険や社会保険などから新設の後期

高齢者だけの医療保険に組み込まれ、健康保険等の扶養家族として加入していた年収１８０万円未満の低所得者も含め、すべての高齢者が保険料を支払うことになります。保険料は２年ごとに改定され、値上げは確実となります。

もう一つの大きな問題は、後期高齢者の医療を制限することを検討していることです。これが実施されると７５歳以上の人はそれより下の人と比べて受ける医療の内容も差別されるようになります。

後期高齢者医療制度は７５歳以上の人を他の医療保険から切り離し、保険料の取り立ては強化しながら、医療内容に格差をつけることを狙ったものです。この請願の後期高齢者医療制度の見直しを求める請願であります。委員会でよろしく御審議の上、お願いいたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第５．質疑・討論・採決（意見書（案）第１号）

○議長（中石　高男君）　日程第５、質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第１号「農業委員会の必置規制の堅持を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより裁決を行います。意見書（案）第１号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、意見書（案）第１号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、速やかに関係機関に送付し、その善処方求めます。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時23分休憩

〔全員協議会〕

午前11時25分再開

○議長（中石　高男君）　休憩を閉じて本会議を開きます。

○議長（中石　高男君）　以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時25分散会

平成20年　第２回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第２日）

平成20年３月５日（水曜日）

議事日程（第２号）

平成20年３月５日　午前10時00分開議

日程第１　総括質疑

日程第２　常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第１　総括質疑

日程第２　常任委員会付託

出席議員（12名）

１番　指宿　秋廣君	２番　財部　一男君
３番　上西　祐子君	４番　大久保義直君
５番　重久　邦仁君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　高男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　岩松　健一君	書記　出水　健一君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑　和男君	教育長	田中　久光君
総務企画課長	原田　順一君	税務財政課長	渡邊　知昌君

町民保健課長 …… 重信　和人君　　福祉課長 …… 下石　年成君
産業振興課長 …… 木佐貫辰生君　　都市整備課長 …… 中原　昭一君
環境水道課長 …… 福重　　守君　　教育課長 …… 野元　祥一君
会計課長 …… 上村　陽一君

午前10時01分開議

○議長（中石　高男君）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

―――――――――――・――――・――――――――――

日程第１．総括質疑

○議長（中石　高男君）　日程第１、総括質疑を行います。

総括質疑は、本会議に提案されたすべての案件に対しての質疑となります。くれぐれも一般質問のようにならないように御注意願います。

質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。また、自己の所属する委員会が所管する議案への質疑は委員会の場でお願いします。

なお、質疑は会議規則により１議題につき１人３回以内となっております。御協力方よろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　３番、上西です。議案番号１１号「後期高齢者医療に関する条例」なんですが、４月から後期高齢者医療制度が始まります。そして、いろいろ勉強していくうちに、大変負担そのものよりも差別医療とかいうふうなのがあるわけですが、この中で、はり、マッサージ、この町民に配った用紙に年間２４回までとありますが、今まで国保の場合は６０回まで町の場合は受けられておりましたが、それはどういうふうになるのか。

それと、４月から年金から引かれるようになると思うんですが、その周知徹底、町民の皆さんに年金をもらったときに、何でこんなに年金が少なくなってるのかとかいうふうな不満とか、そういうふうなのが来るんじゃないかなと。そこら辺のその対策ちゅうんですか、そこら辺、皆さんに周知徹底されているのかどうか、１１号ではその２点をお尋ねいたします。

○議長（中石　高男君）　町民保健課長。

○町民保健課長（重信　和人君）　鍼、マッサージについては、回数が減ったことについては後でまた報告いたします。

この年金天引きにつきましては、言われるとおり、年金額１８万未満の方とか、介護の方については年金から徴収はされないんですけれども、そのほかについてのそういう戸惑いとかあるか

と思いますけれども、また始まってみないと、その面についてはちょっと周知できません。

以上です。

○議長（中石　高男君）　いいですか。ほかにありませんか。

○議員（３番　上西　祐子君）　次よろしいですか。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　じゃあ、次、１２号に移ります。「後期高齢者における葬祭費の支給に関する条例」ですが、ここが、２万５，０００円を支給するというふうになっておりますが、今まで国保の場合は、町の場合は４万５，０００円葬祭費が支給されておりましたが、これは、これだけしかもうもらえなくなるのかどうか。

○議長（中石　高男君）　町民保健課長。

○町民保健課長（重信　和人君）　今の件につきましてお答えいたしますけれども、県内で、今度広域連合が２万円葬祭費として出します。で、その際、今まで国保で４万５，０００円だったんですけれども、宮崎県内で平均したら２万円だったんです。三股町だけ、都城に葬祭場がある関係で４万５，０００円支払ってたんです。だから、その差額が２万５，０００円です。その差額が２万５，０００円として、ここに書いてあります。

だから、実際、合計して広域連合から２万円、三股町から２万５，０００円で、４万５，０００円支給ということに変わりはございません。同じです。

○議長（中石　高男君）　ほかにありませんか。山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　議案第２９号をお願いいたします。順を追って答弁をお願いいたします。

まず、当初予算でページ、７ページ、債務負担行為の現在高は幾らなのか教えていただきたいと思います。

そして、ページ、１８ページ、地方特例交付金、これの前年の当初が１，３００万です。そして、本年度が２，３９７万となっておりますが、その１８年度が３，５００万ということで非常に……

○議長（中石　高男君）　済みません、山中議員、委員会の方で質疑をやることができませんか。委員会。

○議員（１０番　山中　則夫君）　私は福祉の方じゃありませんので。委員会だけしか認められんとですか。

○議長（中石　高男君）　閉じます。

午前10時08分休憩

午前10時10分再開

○議長（中石　高男君）　じゃ、本会議とします。

山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　議事録に残してもらいたいので質問いたします。

今、１８ページです。主なことだけ聞きます。地方特例交付金が増減が非常に年度年度で大きいですが、その理由です。地方特例交付金と特別交付金も１，０００万が、今度４９０万ですかね、約半分になっておりますが、５００万になっております。その説明方をお願いいたします。

それと、地方交付税の中の特別交付税、特交ですね。これが１億組んでありますが、特別交付税ちゅうのは、普通交付税で算定されなかったことに対しての補てん的な交付だと思いますけど、それが特別交付税が１億組んでありますが、その算定基礎を、根拠ですか、それを教えていただければ。よろしくお願いいたします。

それと、あと一点だけです。ページ、１１０ページ、消防費です。消防費が非常に、前年度当初とすると５，０００万ばっかり増額になっておりますが、その中で、非常備消防費、９の旅費、これが前年度は、費用弁償が約５００万だったのが、今度７５０万と２５０万増加になっておりますが、この理由をお聞きいたします。

以上です。

○議長（中石　高男君）　答弁願います。税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊　知昌君）　まず、債務負担行為の現在の状況ということですが、ちょっとあらかじめ通告していただければ数字等も出せたんでしょうけど、ここでまだ資料を持っておりませんので、後、委員会の方でお答えしてよろしいでしょうか。

○議員（１０番　山中　則夫君）　結構です。

○税務財政課長（渡邊　知昌君）　それから、１８ページの地方特例交付金の件ですが、これにつきましては、地方特例交付金については、児童手当の特例交付金、これが１点あります。それから、もう一つが恒久的減税に対する経過措置ということで、定率減税が廃止されまして、その分が今までの減税補てんの特例交付金がなくなったわけです。経過措置として特別交付金として出てきておりますので、これが２１年度まで措置されるということが１つあります。

そして、今回増額になったのが、税源移譲の関係で住宅ローン減税が所得税から引ききれなかった分について、住民税の方から減税するということが適用になりましたので、その分が約９００万ぐらい減税額を見込んでおりますので、そういったものが増加してきたということです。この住宅ローン減税については、その適用期間が１０年とか、１５年とかありますので、その間続いていくということでございます。年次ごとに減少はしてきます。対象となった年以降の、税源移譲以前の分についての対象ということですので、そういった関係で特例交付金はなっており

ます。

それから、地方交付税の特別交付税の関係なんですが、いわゆる特殊事情により財政的な交付税が措置されるということでございますが、これは災害等で大きな事情が出てきたときには額がふえますし、そうでなかった場合はその額が減少するということで、当初としては１億円を予算措置していると。当然それ以上にいろんな事情の中で出てくるとは思います。この中で一番大きいものは、今の町立病院に対する特別交付税、それが一番大きいところでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　予算書の１１０ページの消防費の問題で、非常備消防費が旅費のところで、費用弁償としまして７５７万７，０００円ということで、昨年からするとかなりふえてるところでございます。

これにつきましては、消防の操法大会が１年おきにございまして、昨年がなかったということで、これが約３００万ほどふえております。その前の年、おととしは３０２万５，０００円操法大会に組んでおったわけですが、それと同額がことしも組まれてるということでございます。

以上でございます。

○議長（中石　高男君）　よろしいですか。

○議員（１０番　山中　則夫君）　はい。

○議長（中石　高男君）　ほかにありませんか。上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　２９号の予算なんですが、公債費のことでお尋ねいたします。

前年度よりも４，５００万公債費は減っているわけですが、国の方が平成１９年から２１年までの３年間に限定して年利５％以上の地方債の繰り上げ償還を、補償金なしで承認するというふうなことを国が言ってきたそうなんですが、うちの場合、５％以上は１０何件かまだ残ってますよね、償還金。そこらへんは、繰り上げ償還、そのあたりは考えて繰り上げ償還をされてるのか、そのあたりをちょっとお尋ねいたします。

○議長（中石　高男君）　税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊　知昌君）　たしか、前の臨時議会の中で繰り上げ償還については御説明申し上げたところなんですが、実質公債費比率がうちの場合１１．４％ということでかなり低いもんですから、５％、６％については該当しないということになっておりまして、１９年度の臨時議会での補正の分、それが２件ほど、それから、２０年度の当初予算については２件ほど繰り上げ償還するということになっております。それ以外は該当がなかったということでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　上西君。

○議員（３番　上西　祐子君）　もう一点なんですが、この前、植木の方で火事がありましたよね。で、そのときに１人亡くなったんですけど、地域の人がおっしゃるのには、防災無線が全然聞こえなかったと。もうほんの近所の人が火事があったことを知らなかったというふうなことを言いに来られた方がいるんですけど、確かに防災無線は古くなって何か見直しをされているというふうなことを聞いたんですけど、何かことしの予算でそこら辺は組まれてるのか、見直しはどうなってるのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　防災無線につきましては、前からも申し上げておりますように大変古くなりまして、雑音が入ったり、また、バッテリーが上がったりとかで大変故障が多くなっております。

それで、抜本的に見直さなきゃいけないんじゃないかということで、例えば、山之口町とか、山田町もでしょうか、個別受信機方式とか、それぞれ特徴がやっぱりありまして、その見直しをしなきゃいかんなということにはなっているところでございます。

ただ、これが、じゃあ町独自でどっちかいい方だけをつけようという方法もあるんですけど、今非常にもう一つ考慮しなきゃいけない点が、国からの、気象庁とかですけれども、直接住民に情報をお知らせをするという方法がもう始まっておりまして、で、例えば地震が起こりますよという情報を市町村を通じずに、住民のところに直接伝えるというものが入っておりまして、これを全国ですけれども、それぞれ整備していかなきゃいけないというものもございます。その辺をにらんで、じゃあ、どっちの方が三股町にはふさわしいのかということも検討しなきゃならないという時期に来ております。

そういうことで、本年度につきましても若干の旅費をいただいておりまして、その辺のところで、どういう方式にするのかということのものを検討していかなきゃならないというふうに思っております。個別受診がいいのか、それとも、今のような無線ですね。これは火災があったときにはお知らせはできるんですけれども、台風の時には全く役に立たないという状況もありまして、三股町のこの地形の中で地震は海岸もあれば、ここもあるわけですけれども、どちらがいいのかというものもございまして、今年度も含めてその辺いろいろ視察をしたり、検討に入っていかなきゃいけないんじゃないかというふうには思っております。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　その点なんですが、この前の火事の場合、何か全然聞こえなかったという。何かトラブルがあったのかどうか、そこら辺――まあ風がなかったから延焼が１軒だけで済んだんですけど、やっぱり風なんかがあった時に、逃げ出したりする場合、そこら辺のやっぱり不安を抱えていらっしゃるもんだから、そのあたりどういうふうに今現在で、何かあと係

の人に聞いたら、停電で声が聞こえなかったというふうなことをちらっとおっしゃったんですが、そのあたり、火事に対してどう考えていらっしゃるのか、最後にお伺いいたします。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　火災につきまして、火災があった場合は無線で火災が発生したことを知らせるということになっとるんですけれども、なかなか無線で知らせるとしても、その情報が消防署を通じて確実に入ってきてればいいんですけども、火事らしいという情報もありまして、確認があるまではなかなか放送ができないという面もございまして、中には非常に、もう消防車が全部駆けつけてから、あそこが火事らしいということもわかって、その辺のケースによっては非常におくれる。こちらから放送がおくれるという場合もございまして。

また、今度は鎮火放送もやるわけですけれども、鎮火放送についても、一応は火災がおさまるまで水をかけるんですが、その後、一、二台消防車が残りまして火の粉を完全に消すまでずっと水をかけ続けるんですね。で、それに対していろいろ住民からは、もう消えてるのに水をかけてるとか、逆に、水蒸気が上がってるのを煙と誤解されて一時中断したとかいうことで、いろいろ来るわけですけれども、一応今後も無線で火災の場所については知らせていきたいというように思っております。

ただ、なかなか音声が割れてよく場所が聞こえないちゅうのがよく来ますので、その辺は見直しの中で、どういう個別方式がいいのかどうかちゅうことは検討していかなきゃいけないと、こう思っております。

以上です。

○議長（中石　高男君）　詳細については、また委員会で詳しく質疑してもらいたいと思います。よろしくお願いします。指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　１番です。これは確認ということになるんだろうと思うんですが、後期高齢者、前期高齢者、それから老人保健特別会計が２つに分かれて、前期は国保の中に、退職者医療をひっくるめてなるわけですけども、三股町老人保健特別会計というのは……

○議長（中石　高男君）　議案は何号ですかね。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　議案３１号です。議案３１号に絡んで国保の特別会計、後期高齢者の特別会計の中で、この３１号の、要するに総論ですよ。中じゃないですよ。いつまでこれは――要するに、いつかなくなるんですよね。いつぐらいをこれは想定して、この老人保健特別会計予算というのがなくなっていくのかなというのが１点。

もう一点は、議案６号、ほかのものについては新旧対照表がついてるんですけれども、これについてはついていません。何でついとらんのかなちゅう、聞きたいと思っています。中に、５、６、７、８の追加があります。で、１、２、３、４は何かなあというふうに、この前、私の質問

の中でインターネットをつないでいただいたんで、調べはしたんですが、例えば、警察官が２名だとか、一般職員が５名だとか、消防団長だとかというふうに出てきてるわけですけども、何でつけられなかったのかなというのをお聞きをしたいと思います。

以上、２点です。

○議長（中石　高男君）　答弁願います。町民保健課長。

○町民保健課長（重信　和人君）　国保と老人医療の予算関係につきましては、とりあえず１年間遅延措置分を計上しておりますけれども、個々については、まだちょっとわかりません。１年間だけを一応。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　一応１年間ですね。

○町民保健課長（重信　和人君）　はい。２１年３月までですね。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　議案の６号でございますけれども、三股町交通安全対策協議会の一部改正でございますが、これに新旧表がついてないところでございます。通常資料として旧対照表をつけるわけでございますけれども、これにつきましては、以下５、６、７、８号を４号を加えるということでございましたので、これだけを加えますよちゅうことでございましたので、つけなかったところでございます。

これ１号から４号のところには、今御指摘がありましたように、警察官の中から、あるいは町の職員の中から、そして教育長、消防団長、４つのものがございまして、５から８ということでございます。なぜ比較表をつけなかったかちゅうことでございますが、簡単でございましたので、つかなかったところでございますが、その辺つけてもらいたいということであれば、今後また注意をしてつけていきたいと思います。

以上です。

○議長（中石　高男君）　よろしいですか。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　はい。

○議長（中石　高男君）　ほかにありませんか。山中さん。

○議員（１０番　山中　則夫君）　議案４１号を１点だけお聞きします。

売買契約ですけど、この中で契約金額が１，７００万、そして、立米というんですかね、その総立米数と、立米単価を教えていただきたいと思います。

○議長（中石　高男君）　産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君）　これは１９年度の３月補正予算ということで、予算委員会でまた資料を配りまして報告したいというふうに考えてましたけれども、御質問ですので、それに答えていきたいと思います。

見込み材積は３，０９６．４８立米、３、０、９、６．４８立米でございます。

そして、立米当たり一応４，５００円を見込んで予定価格をつくっております。ですから、それを最低価格としまして、実際の予定価格は約１，４００万円でございます。正確に言いますと１，３９３万４，１６０円でございます。１，３９３万４，１６０円。これを森林組合の方が１，７８７万３，１００円で落札したということで、参加業者が６社でございました。また、詳しい資料は予算委員会で配付したいと思います。

以上です。

○議長（中石　高男君）　ほかにありませんか。上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　３０号「国民健康保険特別会計予算」なんですが、この後期高齢者医療制度で７５歳以上の人が国保から抜けます。それで、抜けた後の分でこの予算を組んでいると思うんですが、今までの国保の加入人口はどういうふうになったのか。それから、どういうふうな予算の変化、今までとの違い、そのあたりをお聞かせ願います。

○議長（中石　高男君）　町民保健課長。

○町民保健課長（重信　和人君）　保険税が歳入で対前年度比５．６％の減、で、国庫支出金が３．９％の減。で、療養給付費交付金が７５．９％の減となっております。これは後期高齢者の方ですね。

それと、後、歳出につきましては、保険給付費が５．２％の減、老人保健拠出金が７５．５％の減になっております。これは、今言われたとおり後期高齢者創設に基づく減です。

以上です。

○議員（３番　上西　祐子君）　人数とかは。

○町民保健課長（重信　和人君）　人数は、今、後期高齢者を含んで９，３００人です。それで、一応後期高齢者の方が出て行かれるちゅうか、後期高齢者の中に入ると、今、被保険者が７，２６３人に、国保の被保険者がなります。

以上です。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　医療分もどれぐらいか。後期のお年寄りが出て行けば、医療給付費というのが下がると思うんですが、そのあたりもやっぱり考えて予算を組まれ、どれぐらいの見通しで予算を組まれていらっしゃるのか。

○議長（中石　高男君）　町民保健課長。

○町民保健課長（重信　和人君）　保険税につきましては、後期高齢者に移行することによって暫定ですけれども、マイナス３％の医療費でございます。一応この保険料につきましては、６月の国保運営協議会で決定しますので、今のところ暫定が３％となっております。

以上です。

○議員（３番　上西　祐子君）　わかりました。

○議長（中石　高男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．常任委員会付託

○議長（中石　高男君）　日程第２、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案及び請願は、付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、各議案及び請願はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

また、常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出されるようお願いいたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（中石　高男君）　以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時35分散会

平成20年　第２回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第３日）

平成20年３月13日（木曜日）

議事日程（第３号）

平成20年３月13日　午前10時00分開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出席議員（11名）

１番　指宿　秋廣君	２番　財部　一男君
３番　上西　祐子君	４番　大久保義直君
５番　重久　邦仁君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　高男君	10番　山中　則夫君
12番　山領　征男君	

欠席議員（１名）

11番　黒木　孝光君

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　岩松　健一君	書記　出水　健一君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑　和男君	教育長	田中　久光君
総務企画課長	原田　順一君	税務財政課長	渡邊　知昌君
町民保健課長	重信　和人君	福祉課長	下石　年成君

産業振興課長 …… 木佐貫辰生君　　都市整備課長 …… 中原　昭一君
環境水道課長 …… 福重　　守君　　教育課長 …… 野元　祥一君
会計課長 …… 上村　陽一君

午前10時00分開議

○議長（中石　高男君）　それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

―――――――――――・――――・――――――――――

日程第１．一般質問

○議長（中石　高男君）　日程第１、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守くださるよう御協力方よろしくお願いいたします。

発言順位１番、上西さん。

〔３番　上西　祐子君　登壇〕

○議員（３番　上西　祐子君）　おはようございます。３番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

最初に、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。今、国会で問題になっております道路特定財源問題で町長がどうお考えなのか伺ってまいります。政府の道路特定関連法案は、ガソリン税の暫定税率を１０年延長し、５９兆円もの税金を高速道路中心の道路建設につぎ込むとあります。衆議院では予算案とともに強行採決されましたが、朝日新聞の世論調査では、国民の大部分が一般財源化に賛成している。賛成が５９％となっております。国交省が作成した中期計画はバブル期につくられた１万４，０００キロの高速道路建設に加え、大型道路や東京湾港道路など、６つの海峡横断道路まで候補路線として盛り込まれております。地域の活力や渋滞対策などを理由に、地域高規格道路の整備や環状道路整備など、大規模な道路建設事業が組み込まれておりますが、安心安全、維持管理など、住民の命や暮らしを守る生活密着型の道路整備は不十分です。

道路特定財源はガソリンに係る揮発油税、自動車重量税など、８項目で構成され、国と地方合わせて約５．４兆円です。このうち揮発油税などには特別措置として本則に上乗せされた暫定税率が掛けられております。

本町の場合、２０年度一般会計予算案には自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税合わせて１億９，８３７万８，０００円計上されています。このうちの暫定税率上乗せ相当分はどのくらいあるのか、道路特定財源がすべて道路にだけ使われているのか、この税金が一般財源化されると、本町にとってどういう影響があるのかお伺いいたします。道路特定財源のあり方、また道路行政に対して町長のお考えをお聞かせください。

次の問題です。本町では大幅な行政改革を行い３年間が経過しました。住民サービスのためにも改革は大いにしないといけないし、むだを省くことは大切です。町長としてこの３年間でどういう点がよくなったと考えておられるのか。また、２０あった課を１０にされ、いわゆる大課制になって課長の仕事が大変になっていると思いますが、そのことをどう町長はとらえていらっしゃるのか、マイナスになっていることはないのかお尋ねいたします。

２番目の質問です。昨年の相次ぐ食品表示の偽装事件や今年になってからの中国製餃子の中毒が発覚し、食品の安全性に対して消費者は敏感になっております。特に、輸入食品、冷凍食品に対しては強い反応を示しております。日本の食糧自給率は３９％と低く、本町のスーパーでも外国産の野菜や果物、冷凍食品が多く並んでおります。子供たちの食べる学校給食にも例外なく使用されていると思いますが、給食で使う食材の安全性や検査体制はどうなっているのかお伺いいたします。１２月議会でも質問いたしましたが、地産地消の推進、地元農家と契約栽培など、できるような農政を含めた取り組みが必要ではないでしょうか、考えをお伺いいたします。

３番目の環境対策に移ります。どこの自治体も住民が安心して働ける雇用の確保と町の発展を推進するために企業誘致を積極的に努めております。本町でも専門の職員を配置して企業誘致を積極的に行い、実績を上げていることは喜ばしいことと思います。ただ、住宅地の中に企業が進出してきた場合、そこに長く住んでおられる住民とトラブルが起こることがあります。企業立地促進条例を見ますと、企業に有利な条例となっております。もし問題が起こったとき、住民を守るための条例などあるのか、今までの事例や今後の問題時の対処のあり方などをお伺いいたします。

環境対策の最後として、今、田んぼに堆肥などを直接まいている地域があり、風向きの都合で、その地区の人たちは、においがひどく洗濯物にも移って困っているということを聞きました。この田んぼを耕作している人は都城の人らしいということですが、こういう場合の規制、住民は我慢をしなければいけないのか、こういう条例などはあるのか、お伺いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（中石　高男君）　町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、町長の政治姿勢について、①の国の予算審議で道路特定財源が問題となっているがという事項でございます。これに対して回答を申し上げたいと存じます。

道路特定財源に関しましては、御承知のとおり、現在国会におきまして審議中でございます。道路特定財源制度は昭和２０年代後半において、我が国のおくれている道路整備を緊急かつ計画

的に整備するため、道路整備の受益者である自動車利用者へ課税し、その税収を道路整備の財源として充当する制度として創設されたわけでございます。

こうした中、道路財源の不足が予想された昭和４９年からの２年間の暫定措置として、税率が引き上げられたのが暫定税率といわれるものでございますが、この間、首都圏域や主要な都市においては高速道路をはじめ、幹線道路等の整備はほぼ完了に近い状況にございます。しかし、本県の高速道路の供用率は九州最下位、全国でも４３位と極めて低い状況にございます。また、一般道路の整備もいまだ十分とは言える状況ではないため、東九州自動車道をはじめとする県内の道路整備は喫緊の課題となっているところでございます。

まず、今般の道路特定財源の問題で、三股町にはどのような影響があるかということでございますが、本町での道路特定財源、暫定税率期限切れによる影響は平成１９年度予算ベースで９，７２２万円の減額となります。また、現在平成２０年度の予算はこれまでどおりの道路交付税措置があるものとして計上しているとこでございますが、万一暫定税率が廃止された場合の試算といたしまして、約９，２８８万円の減額が予想されることになり、大幅な歳入欠陥となるわけでございます。このほか、揮発油税の４分の１を地方道路整備へ交付する地方道路整備臨時交付税制度の期限も平成１９年度までとなっております。本町におきましては、同制度による交付金の交付は、平成１５年度以降受けておりませんが、同制度の改正がなく制度廃止となった場合は、今後の事業に影響を及ぼすものと予測されるわけでございます。

以上のような事態となった場合、三股町の道路整備、維持事業は、事業費が激減することとなりまして、現在整備中の箇所の完成のおくれや、事業休止といった状況も出てくるのではないかと、大変危惧してるところでございます。

それから、本町の現在の道路の状況でございますが、町内の道路の改良率が５７％、舗装率で６５．３％、まだまだ非常に低率であるというようなことでございます。そのようなことから、道路財源の確保には絶対必要なものがあるわけでございます。

それから、②でございます。②の行政改革、改革して３年になるがという事項でございます。本町は平成１６年度に行政改革大綱を見直し、組織機構のほかさまざまな項目について抜本的な見直しをしたところでございます。一部についてはまだ見直しの途中でございますが、どういう点がよくなったかということでありますが、組織機構の見直しや定員管理の適正化などにより、行政改革の柱であります健全な財政運営に大きく影響しているところでございます。

また、大課制で職員の仕事への影響、マイナスになっているものはないかということでございますが、大課制としたことで、一般職員の仕事への影響は少ないように思いますが、ただ、２０の課を１０の課にしたところで、課長職への負担が大きくなっているところでございます。これにつきましては、何らかの負担軽減を図るように今後検討をしてまいりたいというふうに考

えているところでございます。

それから、２番目の食の安全について、これについては教育長の方から答弁をお願いを申し上げたいと存じます。

それから、３番目の環境対策について、①の企業と地域住民との間で問題が発生したときの対処についてということでございます。これにつきましては、問題が発生する前に指導することが重要であるため、企業が進出時に紳士協定である公害防止協定書、覚書、誓約書、確約書等締結をお願いをしているところであります。

次に、不幸にして問題が発生したときでございますが、現地調査の上、問題点の把握に努め、対象法律条例等を調査の上で、双方の意見を聴取し、関係機関、保健所、それから警察等に連絡、指導を受けながら、住民、企業、双方納得した上で問題の解決に努めております。

なお、行政の窓口といたしましては、問題となっている内容ごとに各課で対応することとなりますが、内容が複数の課にまたがる場合は、総務企画課の方で調整、対応しているところでございます。

それから、次に３番目の――失礼しました。②の農地にまかれる大量のふんのにおいで困っている地区があるが、規制はできないかということでございます。これにつきましては、本町を含め、隣接する都城市の基幹産業が農業であることは皆さん御承知のとおりでございます。その中でも酪農、肥育牛、それから養豚、養鶏、日本有数の産地であり、取り組む生産者の要望も大変強いものがございます。その生産の中で二次的に発生しますふんが大切な作物の肥料として農地に還元されます。この肥料につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１７条で、ふん尿は環境省令で定める基準に適合した方法によるものでなければ肥料として使用してはならないという規定があるわけでございます。これが次のようになっているわけでございますが、肥料としてふん尿を使用することができる場合は、市街的形態をなしている区域によっては次のとおりとし、その他の区域にあっては、生活環境にかかわる被害が生ずる恐れがない方法により使用するものとするとなっておりまして、５つの方法が規定されているところでございます。

まず、発酵処理して使用するとき、それから、乾燥、または焼却して使用するとき、化学処理して使用するとき、尿のみを分離して使用するとき、し尿処理施設、またはこれに類する動物のふん尿処理施設により処理して使用するとき、それから十分に覆土して使用するとき、本町ではその規定に基づきまして、農家の農業に対する意欲をそがないように、まず産業振興課で適正な指導を行い、対応していただけないときは環境水道課で公害として強く指導を行っているところでございます。

悪臭に関しましては、悪臭防止法で規定されておりますが、質問の地域は知事の指定する規制区域に入っておりません。その他の区域として生活環境にかかわる被害が発生しないよう、適正

なふん尿の使用方法について農家への指導や意識の高揚に努めてまいりたいと存じます。

また今回、堆肥をまいているのは都城市の方なので、都城市と連絡を十分とりながら、適正な堆肥の制限について行政指導をするようお伝えを申し上げたいと考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（中石　高男君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　給食で使われる食材の安全性についての質問でありますが、御存じのとおり、冷凍餃子の殺虫剤混入事件を期に、中国製食品から有機リン系の農薬が相次いで検出され、食の安全に対する意識が国民の間で急速に高まってきております。

給食センターにおきましても、この事件発生を受けまして、これまで使用した冷凍食品の安全性を県の学校給食会に確認するとともに、児童・生徒、保護者の心情も考慮いたしまして、餃子を使用する予定だった献立の変更を行ったところであります。

また、原材料として予定していた中国産キクラゲを国産のシイタケに変更するなどの処置を行い、保護者に対して献立の変更に関する文書も２月７日に送付したところであります。

今後の献立につきましても、中国産の食材については安全性が確認されるまでは、自主的に使用を控え、国産の食材を使用することにしております。ただ、原料が中国産でありますしょうゆ、みそ等は使用せざるを得ませんので、残留農薬検査証明書で安全が確認できる製品を使用することにしております。

そのほか食の安全に関連いたしまして、従前から実施していることは次のようなことであります。

１つは、安全で良質な食材を選ぶために、原材料の産地や製造地を確認して発注しております。

２つ目に、冷凍品や２次加工品については、原材料の原産国と配合の証明をもらって、確認してから発注をしております。

３つ目に、生鮮食品については、納品書に生産地を明記してもらうようにしております。

４つ目に、検品の際は、品を検査する際は、品質、産地、賞味期限、包装状態、鮮度を確認し、問題があれば交換してもらうようにしております。

５つ目に、加工前の食材や調理後の料理の残留農薬検査、Ｏ―１５７やサルモネラ菌などの食品検査を自主的に年３回実施しております。現在も行っております。

６つ目に、調理中の釜の温度をはかったり、コンテナに保冷財を入れるなど、給食時間までの温度調整を行っております。

７つ目に、食中毒防止のために、衛生管理に万全を期しているところであります。

以上であります。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　まず最初に、道路特定財源なんですが、今９，０００万ぐらい暫定税率がなくなったら、その減額になるというふうに言われましたが、この今問題になっております特定財源は、１０年間延長して高速道路とかをつくるていうふうなことが今問題になって、無駄っていうんですか、都会だけが何か高速道路が多くつくられて、本当にこの宮崎のこういう私たちの生活道路はよくなるのか、そのあたりがわかんないのが一つあるんです。

暫定税率がなく地方は困る困ると言われますけど、この道路だけに本当に使われてるのか、一般財源化してもいいんじゃないかなていふうなことを私なんかは思うんですけど、そこら辺、本当にもうその道路特定財源ていうのは道路だけに使われているのか、そのあたりをもう１回お聞かせ願いたいんですが。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　今言われましたように、この暫定税率によるこの道路財源で５兆４，０００億ということですよね。それで、果たしてこれが道路に使われているかどうかということでございますが、やはりその税を徴収すると、国は財源の局ですから財務省です。すると今度は執行する方は今度は国土交通省になるわけです。これもいろいろ国会でも問題になっているようですが、これを１カ所でやるべきじゃないかということですね、税の徴収と執行をです。そうしたらうまくいくんじゃないかというようなことも言われておりますが、言われるように、果たしてこれは道路の方に１００％使われているかどうかということは、私たちはわからないわけですが、やはり国のこの機関にその辺ははっきりすべきではないかというふうに私は考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　私たちもやはり老朽化した橋とか、それから土砂崩れなどとか、その道路の災害とか、そういう防災、通学路とか、そういうふうな交通対策ですね、事故対策なんか、これは最優先にすべきだと思うんです。それは今、本町では一般財源化で整備しておりますよね。やっぱり今、国が、これは国の問題だからどうこうというわけではないんですが、私たちはやっぱりそういう道路だけに使う特定財源、それを一般財源化すべきだというふうに、そして地方の裁量で使えるよう一般財源化してこそ、やはり自分たちがこうする、ああするていうふうな税金の使い方が地方に任せられてこそやはり地域の活性化ができると思うんです。だからそういうふうなことを含めて、やはり町長なんかがいろいろ集まりなんか行かれるときに、そこら辺を何か今こうごちゃごちゃ、審議が何か地方と国とのかみ合わせができてないような気がするんです。そこら辺を町長もっと本当地方の実情を、道路を本当に維持、そして高速道路だけじゃなくて生活道路も大事なんだていうふうなことをもっときちっと言ってほしいなというふうなこ

とを思います。いかがでしょうか。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先日この道路特定財源につきましても、２月の２２日でしたか、市町村会の臨時総会がございまして、その辺のことも含めていろいろ協議になったところでございます。そしてまた、国に対しての決議等も満場一致で可決しました。国の方に送付を事務局がしたところでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　それと、今暫定税率に上乗せの部分があるんですが、我々は撤廃をして、そしてガソリンやら軽油、そういうふうな価格を引き下げるべきじゃないかていうふうなことを言っております。そして地方の減収分に対しては地方交付税を増額して、その財源はどうするのかというふうに言われますが、今のこの２０年近く企業の、大企業の減税ていうのはもう莫大なものになってるわけです。企業だけが減税されて、我々国民は増税になってる。その企業の減税分をもとに戻すだけで何１０兆ていうお金が生み出されるわけなんですから、そのあたりを回してもらうていうふうなことを主張してるわけですが、地方こそガソリンを使ったり、車の重量税やら何やらていうふうなのはたくさん納めてると思うんです。それを都会のもう東京に行けば物すごい高速道路ばっかりなんですが、また新たに東京湾港の高速道路をつくる計画が６本もあるそうですが、そういうふうなことをもっと地域を充実させるようにしていってほしいなと。そうすれば、生活密着型の道路整備が進んだら、地域の中小建設業者にも仕事が回ってくるんじゃないかなというふうに思います。

道路特定財源のことは以上で終わりますが、次、町長にお伺いしますが、さっき大課制になって、やはりよかったことを言われたんですが、やはり一遍に１０あった課を――いや、２０あった課を１０にされて、課長さんたち本当に大変だろうなていうふうに思うんですが、もう一度町長はそのあたり課長たちの仕事がどういうふうになってるのか、聞き取りとかそういうふうなことをされたことがあるのかです。本当にこれで、今のままでいいのか、そこらあたりをもう一度お聞かせ願います。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども申し上げましたように、平成１６年と、これを行財政改革元年と位置づけまして、抜本的な大幅な改革に取り組んだところでございます。そういうことで、平成１７年の４月からその実行に入っているわけでございますが、組織機構の見直し、そしてまた、補助金等の見直し、事務事業の見直し等、大幅な改革をしてまいりました。そういうことで役場庁内におきましては２０の課長さんが１０名になったということで、非常に過重な業務体制にな

っております。そういうことで、やはりその下に補佐の方がおられるわけでございますが、補佐の権限で、これの拡大も考えながら考えて、課長の仕事が少しでも負担が軽くなる方法で今後検討をしていきたいというふうに考えているとこでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　私なんかが言うべきことではないかなと思うんですが、やはり今まであった仕事が密度が倍以上になってると思うんです。決裁文書が多いとか、会議が多いとか、そういうふうなことで、やはり本当に今の４０代、５０代前半ぐらいの人たちに聞いてみると、課長になりたくないというふうな声が聞こえてくるんです。だから、やはりそれじゃやっぱり課長になりたいというふうな職務とならなければいけないんじゃないかなと。やはり魅力的な職場にならないと、次の世代が育たないし、精神的な仕事ていうのは余裕がないと新しい発想も浮ばないし、そしてまた、その住民とのつき合いですか、いろんな会合なんかに課長さんが来てくれないとかいうふうな声も聞くし、やはりそのあたりもう１回、余りにも急激な改革ていうふうなことだったんじゃないかなというふうに私は思うんです。だからそのあたり後戻りていうわけじゃないんですが、そのあたりをやはりいろんな人たちの意見を聞きながら、やっぱり考えていくことはできないものなのかお聞かせください。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　今町長が申されましたように、３年経つわけでございます。それで、職員の中から強く聞こえてきてる問題が、やはり町長が先ほど申されました、課長が非常にその仕事ぶりが大変になってきてるというのが、いろんな職員の間から聞こえているところでございまして、今後その点については見直しをしようと。実は３年前に大課制にしたときに、権限を補佐の方にも下ろそうということで取り組んだとこでございますが、若い職員から、そのときに一挙に大課制にしたもんですから、やはり不安があったんだろうと思うんです。若い方が反対でございまして実現できなかった経緯がございます。しかし、今は若い人が改革してくれという意見が聞こえますので、これについては２０年度の中で取り組んでまいりたいというふうに考えてるとこでございます。

以上でございます。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　では、そのことは前向きにいいように、皆さんが本当に働きやすい職場になってほしいし、そのことがまた私たち町民へのサービスにもつながると思いますので、いい方に改革をお願いいたします。

次に、食の安全のことなんですが、先ほどの御答弁で本当に町の給食センターの人たちの御苦

労は本当に大変だなと、そしてまた、私も栄養士さんと話したところ、やりがいのある仕事だというふうなことで言われておりました。やはり今、中国がああいう、もう日本には輸入しないとかいうふうな動きも出てるていうふうなことを報道されておりましたが、やはり私たち日本の食料自給率というふうなことを引き上げるために、町独自ででも農産物をたくさんつくってもらうような制度、そして今しょうゆとかみそとかいうふうなのは、もうほとんどが中国製じゃないとできないていうような状態があるわけです。私たちの子供のころは、大豆とか小麦とかいうのは、三股の町内でもできてました。そういうふうな過去があるわけですから、これを引き上げることを制度的にする、それがやっぱり自給率につながるわけですから、やっぱり農家の農産物の価格保障制度なんかを導入して、三股でも野菜でもそういうものでも給食で扱ってもらえるていうふうなことができ上がれば、少しずつでも上がっていくと思うんです。そこらへん町長どうお考えでしょうか。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　日本の農業のこの自給率４０％だったということで、３９％と言われておりますが、これを以前は４５％に引き上げようということでいろいろ国も施策を考えてやってきたわけでございますが、しかし、反対に４０％を割ったということで、非常に寂しい限りでございます。

今、農業は非常に曲がり角に来ているということでございまして、今、国が進めている農業集落営農、それと農事法人化ということで、非常に農業の曲がり角に立っております。畜産においても、そしてまた農業においてもしかりでございますが、そのようなことで、やはり日本は農業立国でございますので、農政に対する何を、僕は国はもっと力を入れていただきたいと。農産物の輸入だけではなくて、自給率を高めることが非常に大きな問題じゃないかというふうにかねがね考えております。そういうことで、国に対する何ていいますか、この農業の考え方、施策をもう少し打ち出していただきたいというふうに考えているところでございますが、いかんせん、うまくいかないのが現状でございまして、やはり今、日本は非常に農産物も輸入に頼っている状況でございます。そういうことを考えましても、やはり日本の農業を昔のような形で、自給率を高めた農政というものが必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　ぜひ給食の食材だけでも、本当に地場産の物を使うような取り組みを今度産業会館もできるわけですから、そういう農家の方たちとの話し合いも含めてやっていってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次、環境問題なんですが、２月の１０日でしたか、ある企業側とその地域住民の方々との話し

合いに私も呼ばれて行ったんですが、そのときに、私今びっくりしたんですが、この企業が進出してきてから車が朝早く３時、４時にエンジンかけて出ていったり、もうアイドリングで騒音がひどいとか、健康被害があってるとか、車を洗った後の廃液が田んぼに流れていってるとか、そういうふうなことを住民の方が言われたときに、私びっくりしたんです。こういうふうなことが行われていたのかと、なぜそういうことがずっと何年間もほったらかしにされていたのかというふうなことでびっくりしたんですが、そこら辺、企業が進出してくる分にはいいんですけど、そのあたり町は知らなかったのかどうか、そのあたり、この前のときは総務課長も出席されて、いろいろ実例はおわかりになったと思うんですが、そのあたり、その前の事例とか、そのあたり本当に公害防止条例とかいうのが進出してきたときに結ばれて、きちんとなされればこういうことはなかったと思うんですが、どうなのか、そこら辺もうちょっと詳しくお伺いいたします。

○議長（中石　高男君）　産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君）　産業振興課でございますけれども、現在問題になっております企業につきましては、町の企業の立地促進条例です。これは誘致企業、そして地場産業の規模拡大についても適用できます。そういうような条例なんですけども、この企業につきましては、当初勝岡の地域で創業されまして、その後、調べましたところ、平成５年に移転増設といいますか、現況の場所の隣接地に増設されたということで、そのときに設備投資額等が２，３００万円以上、そしてまた、雇用関係が６名以上という条件をクリアしまして、町としましてはそのときに企業立地促進条例に該当するということで、企業立地奨励金の対象企業ということで対応しています。

それで、そのときに普通誘致企業でしたら企業立地協定書を結んで、そして公害等の防止に努めるとか、そういう紳士協定覚書みたいな形でございますけれども、そういうのを結ぶんですけれども、当時、平成５年か４年だと思いますけれども、そのときに、これは増設でございましたので、協定を結んだかどうかというのはちょっと定かでありません。ちょっと書類等探したんですけども、見当たらなかったということで、最近結んだ事例としましては、平成１７年に育みの里しろはと食品加工場が蓼池の方に立地しましたけれども、そのときには町、そして町議会、そして立地企業、三者、議会の方は立会人という形になりますけれども、そういう中で立地協定を結んで、そして公害等の防止にも努めるということ、環境の美化に努めると、いろんな意味でですね、そして町としましても雇用関係の確保について協力するとか、そういう内容の協定等を結んでおります。ですから、このときは結んだかどうかはちょっと調べたところちょっと定かでありませんでした。

その後につきましては、一応話に聞いておるところでは、その都度、住民の方から苦情が来たときは、以前は町民生活課の方がそういう公害等の窓口でございましたので、その都度現場に行って対応してたというふうに聞いてます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　実は、今産業振興課長が申しましたけれども、ちょっと私の方でも詳しい経緯がよくわからないんですが、その増設をしたときに、やはり心配が、地区の、主に田んぼ等農家の方だろうと思うんですが、土地改良区が心配をなさったんだろうと思います。それで、高千穂通商の方と、それから後ろの方に車体、車の車体工場があるんですけれども、ここが平成４年の２月と、それから平成５年の１２月に勝岡土地改良区と水路の使用について誓約書を入れてるという経緯があるようでございます。

それによりますと、用水路に何らかの支障を来した場合は改善をしてくださいよということ。あるいは、油等を流して田んぼ等で稲に影響があったというような場合には補償してくださいよということの協定は――協定じゃございません、誓約書を取り交わしているようでございます。

その以外については、ちょっと今のところ把握できてないところでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　この１０年以上、やはり朝早い騒音とか振動とか、そういうふうなことで健康被害、それとまた、ひとり暮らしの人たちは男性が来るていうふうなことで、精神的な不安定な状態を抱えてらっしゃったとかいうふうなことを聞いて、やはり余りにも住宅地に近いところの企業というふうなことでのトラブルなんですが、住民側もそうなんですが、町側もそういう企業がある場合、やっぱり公民館長なり支部長――人たちの集まりがあるわけですから、そのあたりやはり企業等のコミュニケーションですね、そういうふうなのをやっぱり聞き取るべきじゃないかなと。

実は二、三日前、その地域の人たち、また尋ねて回ったんです。そしたら、この２月の１０日の後から、もうやっぱりすごく前に比べたらよくなったと、朝も静かにエンジンかけるようになったし、いろいろ配慮してくれてるのはわかると、大分よくなりましたよというふうなことを言われたもんですから、やはりそういう早くそこら辺がわかっていたら、１０年以上も地域住民の人たちが苦しまなくてよかったのになというふうに思ったもんですから、そのあたり行政側がどうこれからされようとしてるのか、そのあたりの配慮を何か公害防止協定をきちっと結ばせるようにするとか、そのあたりもう１回お尋ねいたします。

○議長（中石　高男君）　環境水道課長。

○環境水道課長（福重　　守君）　今おっしゃるとおりで、今度の件に関しては、会社側も住民の意見を聞くというような体制ができてよかったかなと。今までちょっと言えなかったというようなこともちょっと聞いてるんですけども、それだけテーブルに会社側も乗ったということで、一

歩前進かなというふうなことなんですけども、現在はそういう企業等々が来た場合は、積極的にこちら側がそういう協定書、あるいは誓約書、公害防止協定まではいきませんけども、そういうのを地元と締結しなさいというふうなことは指導をいたしておるところでございます。

それとあわせて、今までは法律、あるいは県の条例等でいろいろ規制等指導をしていたんですけども、現在、町では三股町の環境保全条例というようなことで、すぐ指導ができる、規制ができるような機動力のあるような条例をしたい、つくりたいということで、今専門部会で審議中でございます。これができますといろんなことが早く、素早くできるというようなことになるかと思います。町は仲介と、立ち会いというような感じの協定になるんですけども、そういうものについては、やはり町が指導していくとか、地元にも積極的に情報を流すとかいうようなことをしていけば、こういうトラブルにならないんじゃないかと思ってます。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　済いません、もう１回、何とおっしゃったけ、何条例とおっしゃった（「三股町」と呼ぶ者あり）ん（「三股町環境保全条例」と呼ぶ者あり）環境保全条例、はい。ぜひ早くそういうふうなのをつくって、企業も誘致、あのあたりの人たちは、別に企業立地してほしくないて言ってるわけじゃないんです。やはり企業も来てほしいと、だけどやっぱり住民とも仲よくしていってほしいと、トラブルを起こしたときはすぐ対応してほしいと、そして、やはり健康被害なんかが出ないようにやはりしてほしいというふうなことを願っておられるわけですから、ぜひそのあたりを強力な三股環境保全条例を早くつくって対応していってほしいということをお願いして、それと、先ほどの農業、農地の場合なんかも、私なんかも、農業は大切だし、いろんな家畜のふんなんかも土地に戻すといい土地になるということはわかっているわけですけど、やはりそこらあたりの対策も、そういう今は幾つあるんですかね、においとか騒音とか、そういう条例、公害、今規制されてる条例ていうんですか。

○議長（中石　高男君）　環境水道課長。

○環境水道課長（福重　　守君）　人間に害を及ぼすようなものについてはいろんな悪臭防止はあります。それで、その中で堆肥とかも、その規制が先ほどの６つのこと言われましたが、使うといけないちゅことじゃないわけです。適正な使い方をしてくださいといふうなことで、それが若干例えば耕うんするとかちゅのが若干おくれた場合ににおいが来るというふうなことで、条例とかその前に、もうそういう苦情みたいな感じで、その人によってにおいはそれぞれ違うと思うんですけども、耐えられないよといようなことで連絡が来た場合は、そういうものは別に町ではすぐ指導をしているというようなことが今現状です。だから、なかなか個人間では言えないということで、町は連絡を受ければ今はすぐ行動して、指導して、農家の方も理解されてるんですけども、降ったすぐというのがなかなか耕せないで、ちょっと時間を置きたいというようなことがあ

る場合もあるんで、そのあたりは我々もちゃんと農家のことも理解はしてもらうというようなことで、住民の方にも話もするんですけども、すぐ対処しております。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　私の聞いたところでは、何か都城の人だていうふうなことを聞いたもんですから、都城のそういう農家なんかは、そのどこの土地の持ち主はだれが耕作してるのかちゅのは大体わかるんですか。つかんでらっしゃるわけですか。

○議長（中石　高男君）　産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君）　昨年度、農地情報地図情報システムを導入しましたので、それと農家台帳とのリンクもできます。ですから、すぐにわかります。ただやみでやってる場合は、やみでの耕作の場合はちょっとわかりませんけれども、先ほどの件、都城の方であっても、都城市役所の方と連携をとりながら指導もいたしているとこでございます。

○議長（中石　高男君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　わかりました。やはり三股が本当いろんな面で住みやすい町になって、都会から来られた方も三股はいいとこだていうふうに言われるようになりたい、なってほしいというふうなことを思っておりますので、また行政側もいろんな苦情とかそういうふうな場合には的確に、機敏に動いていただいて、よい町づくりをしていってほしいなと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（中石　高男君）　ここで本会議を１１時１０分まで休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（中石　高男君）　それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

発言順位２番、山中君。

〔１０番　山中　則夫君　登壇〕

○議員（１０番　山中　則夫君）　それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず第１点目、執行機関の附属機関であります審議会、委員会等の見直しについてお聞きいたします。設置されたときは目的があり、それなりの効果もあったと思われますが、初期の目的を達したものについては統合するなり、廃止するなり、見直しをすべきではないかと思っております。町長の所信をお聞かせください。

次に、附属機関の活動状況はどうなっているかお聞きいたします。

３番目に、委員の構成についてであります。名称の異なる委員会等を開いても、集まる顔ぶれ

は余り変わらない、ほとんどいろんな会議で一緒のような人たちもいっぱいいらっしゃいます。特に、全体的に女性の数が少ないと思っております。各種団体の代表であり、適任者であるかもしれませんが、同じような人では発想も同じで真否も出てこない。そこで町民各層を代表する町民総参加方式とでもいいましょうか、幅の広い各層から人選をするといった方法、女性を思い切って多数参加させる方法等があると思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

２番目に、誘致企業対策についての町の対応についてお聞きいたします。本町の経済の活性化と雇用機会の増大を図る上からも、農業を含めた産業の振興以外にはないと思っております。では、産業を振興するために何をすべきか考えてみますときに、一つに地場産業の育成、振興、２番目に企業の誘致が非常に大事になってくると考えております。そこで、企業誘致に――今後企業誘致に対して町としてどういう取り組みを取り組まれるかお聞かせください。

また、本町に来てもらう企業に対して、町民の血税で優遇策をとるわけですので、町長は町民の代表として町民の利益につながるよう、企業に対して要望、条件等、できるものは積極的に要望し、提示するべきではないかと考えております。町長の所信をお聞かせください。まず、以上を質問いたします。

○議長（中石　高男君）　町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

①の諮問機関・審議会等の見直しについてということでございます。これにつきまして現状を申し上げますと、諮問機関・審議会等の非常勤特別職は平成２０年度に４７２名を予定しているところでございます。この中には委員として兼務されている方も相当おられるわけでございますが、兼務していただくことで理解が得やすい一面もあり、重複して委員としてお願いしているわけでございます。

しかしながら、町民の多くの方の意見を町政に反映させるという面からは、より多くの方に委員をお引き受けていただき、活発な意見をいただくことが必要であろうかというふうに考えております。それぞれの審議会や委員会ごとに特徴があることから、一概に兼務を廃止することは難しい面もございますが、多くの委員を登用することについては、見直し検討をしてまいりたいというふうに考えております。

また、各委員会が形式的にならないこと、活発な意見を出す委員会とすることも必要でございますし、今後見直しを要するものについては、極力改善をしてまいりたい。

また、女性の登用等につきましても、現在努めているわけでございますが、今後もさらに女性の登用について努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

いろいろ先ほど質問言われましたが、統合するものについては統合し、そして廃止するものに

ついては廃止するというようなことも今後検討をさせていただきたいと思います。

それから、②の誘致企業に対して行政の対応についてということでございます。本町では町の活性化策といたしまして、また雇用対策の一つといたしまして企業誘致に積極的に取り組むため、平成１６年９月議会で企業立地促進条例を改定いたしました。工場指定の要件を緩和するとともに土地取得補助金、雇用奨励金制度を創設をいたしました。以後、有限会社育みの里しろはとの立地、また農産物卸売業の有限会社青果ワールドの移転増設、株式会社都城北諸地区清掃公社の固形燃料施設の工場増設があったところでございます。

また、昨年は植木のイトウソーイング跡地にえびの電子工業株式会社が、三股工場が昨年の８月に立地をいたしました。現在、一部稼働しているところでございます。

誘致企業につきましては、立地時点で町議長立ち会いで雇用の地元優先、従業員の福利厚生の向上、公害防止の努力などを内容としての協定書、町と立地企業間で取り交わしております。特に地元雇用を優先するため、ハローワークに依頼する前に町の広報誌等での従業員募集にも協力をしているところでございます。

また、本町では企業立地対策監も配置しておりまして、不定期に企業を訪問し、情報交換に努めているところでございます。企業立地は雇用の場が確保され、町民の所得向上につながるとともに、町の活性化、財政面に寄与することから、地場企業については本町の企業立地促進条例の制度ＰＲを通しまして規模拡大を支援し、町外の企業立地については、県の新産業支援課に機会あるごとに出向きまして情報収集に努めているところでございます。

また、私はトップセールスといたしまして時間があれば企業訪問し、人脈のネットワークをつくっていく、企業の定着化、雇用の地元優先、さらには企業誘致に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石　高男君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　それでは、個別に質問いたします。

今現在審議会と委員会です。各諮問機関、附属機関が町内には幾ら設置されておりますか、数がわかったらお知らせください。よろしくお願いします。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　今現在、条例で規定されます審議会、委員会等につきましては、現在４２あるところでございます。その中には毎年開催されるもの、あるいは数年に１度というものもございますが４２でございます。

○議長（中石　高男君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　一つの審議会の委員が約１０名ということですね、４２で

４７０名ということですので。やはり数が多いんじゃないかなと、いろいろ必要なことはあると思いますけど。

だから、今特に私もいろんな会合に出たりしますが、せっかくですので、もっと統合して、今の行政は特に統合性とか計画性とか合理性とかていうのを要求されておりますので、町内に大きな組織として委員会をつくって、その下に各小委員会とか分科会等を配置して、全体的に何を今協議して、何をどういう方向に三股町の政策とかいろんな方向づけをしていくのかということを、やはりみんながわかっていないといかんというようなことで、縦割り的な委員会じゃなくて、横も、縦と横がこう整合性があるような全体の統合した委員会も設置も必要じゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　これにつきましては、充分検討をさせていただきたいと思います。先ほども申し上げましたように４２のこの審議会等があるわけでございますので、それぞれ特徴のある審議会でもございますし、内容等も十分に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石　高男君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　というのは、やはりこれからの行政はやはり少数精鋭というか、中身の濃い行政をしていかないといけないということで、特に職員の方々は町民に対しての指導的な立場で行政運営に当たってもらいたいということで、皆さん非常に優秀な人たちがいっぱいいらっしゃいます。そういう人たちはやはり町民にいろんな方向でいつも行政のいろんなことに携わっておられる方ですので、指導的な立場でいってもらいたいためには、幅広いやっぱり知識を吸収するためにも横のつながりを各課が持っていただきたいという意味で、総合的な委員会を設置してもらうように要望しておきます。

それから、次に委員の構成ですが、先ほど確かに横のつながりをつけたり、いろんなことの町の問題を感知してもらうためには委員も兼務というのも、それが全然いけないというわけじゃありませんけど、しかし三股のような、こういう振興地は特にいろんな考えの人たちがいっぱいいらっしゃいます。いろんな多種多様の考えを持ってらっしゃる、そういう意味で、やはり町内では組織には属してなくても立派な人たちもいっぱいいらっしゃいますので、そういう人たちを登用していくということが大事じゃないかなと。そのためには我々議員もですけど、町長、職員も町民と常に交流を持つような、そういう意識をいつも持っていないと、何か今、特に行政と住民というのは文書で取り交わすような、お互いの顔が見えないというような行政、これは私は絶対にそういう町が統一してまとまっていくという町認識もどんどん愛町精神というか、そういうも

のもどんどん薄れていくんじゃないかなと思っております。お互いの顔が見える交流をしていけば、いろんな地域にいろんな人がいらっしゃるなということを、また幅広い人材も提供――登用できるんではないかなと思っております。

そこで町長、基本的なことですが、役場はだれのための役場なのか、ちょっとどう思っていらっしゃいますか、御質問いたします。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　役場は町民のための役場でございます。そういうことから、役場職員は町民の公僕とも言われていることでございますし、町民あっての役場ということで認識をいたしております。

以上です。

○議長（中石　高男君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　そのとおりだと思います。しかし、現実に今ちょっと私も感じておりますが、ちょっと役場が失礼な言い方かもわかりませんが、役場が、役所というのは役場職員のためのとか、町民が行きづらいようなところになっているような意見もよくお聞きいたします。これは職員の方が悪いという意味じゃなくて、やっぱりさっき申しましたように、いろんなとこで町民との交流を積極的にやっぱり自分たちも意識を持ってしていかないと、自分たちの予算もわかってもらえないし、意識は同じ意識にならないというのはありますので、そこには極力とにかく町民のための役場なんだということをぜひ認識して行政運営に当たってもらいたいと思っております。

とにかく交流が希薄になってます。とにかく私なんかも町民のところに常々行くように心がけておりますが、なかなか遠いとこもあります。お互いにそうじゃないかなと思っておりますので、人間関係をつくっていってこそ町政の発展があるんじゃないかなと思っております。

そこで、先ほど言いました、町長も女性の委員とかそういうのを積極的に登用したいということで答弁されて言われましたが、町の人口の半分以上は女性であります。特に女性が約１，５００人ぐらい多いんじゃないですかね、三股町は。県内でも女性の数の比率が１番目か２番目じゃなかったかなと、町村ではですね、市は別としまして。そのぐらい女性の数も、半数以上は女性だということで、特に近年は女性の社会進出も目覚しいものがあります。それに伴いまして能力のある女性の方がいっぱいいらっしゃいます。そういう意味で、せっかくですのでそういう能力のある方々をぜひいろんな分野でいろんな情報を交換しまして、どういうところにだれがいらっしゃるということを把握しまして、どんどんそういう地位を与えていってもらいたいと思いますが、再度、町長その女性の委員の確保ということでお聞きいたします。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　また、次の池田議員の質問の中でもこれが出てくるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、現在も女性の登用ということで考えてやっているわけでございますが、今後さらにさらに女性がこの社会に進出する、いろんな場合、進出するので、場を設けるための女性の登用ということを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　やはりお互いに男性と女性はやっぱりお互いに刺激をし合って斬新的な意見を出していかなければ。そのためにいろんな委員会に行きますが、女性の方はまず１割もいないか、おっても２割というぐらいの、そういうような、それじゃちょっと意見も、大した意見も出ないということで、思い切って半数ぐらいは、そうすることによって男性の方もやっぱり刺激になりまして、いろんな発展的な意見が出てくるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ前向きに、こういうことはどんどんできますので、やろうと思えば。よろしくお願いしたいと思います。

次に、企業誘致であります。先ほども議員の方からも企業誘致に対してのいろいろ意見も出ておりましたが、私は企業もせっかく三股町に来てもらって、そして先ほども言いましたように税金面等の町民のお金を使いまして、優遇政策を実行しているわけでありますので、ぜひ町長といたしましても、来てもらう企業に対しては最大限の協力をしてもらいまして、そしてその反面要望するとこは要望する、そして言うべきとこは言うべき、あくまでも町民の税金を使うのであれば、町民の利益を常に考えて対処してもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　この企業の立地につきましては、現在積極的に取り組んでいるわけでございますが、やはり地元の三股町の活性化、雇用創出という面から誘致するわけでございますので、やはり要望するところは要望しながらやっていきたいというふうに考えている。何ていいましても、立地するときの話し合い、契約の段階でその辺も強く要望をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　特に、やはり雇用対策です。この面からしても正規雇用を町民、町内から正規雇用をということで、そういう誘致企業のいろんな調印式とか交渉ごとがいろいろとあると思います。その中でやっぱり常にトップとしてやっぱり要求することは、要望することは要望していかないと、どうしても企業は社会的な責任を感じて、地元に還元をする企業もいっぱいいらっしゃると思いますが、一部には、やはり自分たちの企業の利益だけを追求しまして、

ちゃんとした協定も最終的には反故にするようなとこも出てきておりますので、企業立地としては非常に私も商工会関係でございますので、促進はしていって、働く場所の提供と、しかしそれがイコール町民の利益につながらないような企業としては言うべきことは言っていただきたいと思っております。

というのは、先般も、去年だったですね。１０月の１６日の日に私も企業立地促進協議会の委員になっておりますので、都城北諸清掃公社の審議会に出ました。その工場の立地ということで。その中でも申しましたが、やはり三股町に先ほど言いました、いろんな補助金をもらって３つの、一つには企業立地奨励金、そして雇用奨励金、土地取得補助金、こういうのを補助金でも１，０００万ももらいまして、来てもらって雇用されるのはありがたいんですが、そのほかにも、やっぱり三股に営業所なりなってるときには、そのいろんな会社が物品購入とかいろいろしますよね、いろんな工事をしたりするときに。できるだけ町内の企業に対して利用してもらうというような、やっぱり条件、ある程度の条件を言っていかないと、ただ来てよかったよかったと、後はということになると、いろんな企業の方もそういうことを言ってもらえばまた対処をするということもできるんじゃないかなと思っておりますので、そういうことを、やっぱりこれはもう町民に対しての利益につながりますから、これをもう常に考えてやはり行政運営をしていってもらいたいと思いますが、町長、いかがでしょうか、今の質問。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　ただいまのこの立地した企業が町内のこの商店等を利用するということは非常に大事なことであるというふうに考えております。今後さらにその辺を念頭に置きながら企業が立地した場合はお話しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石　高男君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　これは質問じゃありませんけど、今の意見、私の質問に付随しまして、常備消防ですよね、常備消防も今年また当初予算で１億８，０００幾らですね、常備消防に三股町がお金を出すわけですが、これも、私も議長をしておりました時代に監査委員にもなりまして、広域行政のです。そのときも強く言ったことは、やはり三股町も１億以上出して、相当なお金を出していて、物品購入とかいろんなあそこの常備消防が工事をする場合、建て替え、建て替えちゅか、いろんな改修工事とか一切三股は入っておりません。これは完全に差別的な取り扱いじゃないかということを消防署の方ですかね、あの人たちにも何回となく強く要望しまして、その後、まだまだ改善されていないと思っております。こういうことも強く対等的な立場ですので、行政の規模は関係ありませんので、言うべきことは言って、都城市に言っていかないと、それはやはり町民の不利益にこうむると思っておりますので、ぜひこれは質問の項目に入ってお

りませんが、それとやっぱり誘致企業と――誘致企業じゃありませんけど、やっぱり町民の利益につながるような対処をしていただきたいと思っております。

三股町は今から特に働く場所の提供というのが非常に大事になってくると思っておりますので、ぜひお互いに来てもらう企業もよかった。しかし、町民も来て働く場所があったりして、自分たちの利益につながったということでよかったというお互いが感じ合えるような、そういう企業誘致であってほしいなと思っております。そういうことを念頭に置いていろんな企業誘致の促進を図ってもらいたいということを要望しまして私の質問は終わります。

○議長（中石　高男君）　発言順位３番、池田さん。

〔７番　池田　克子君　登壇〕

○議員（７番　池田　克子君）　通告いたしました男女共同参画社会づくり推進のそれぞれについて順次お尋ねいたします。

平成１３年１２月と平成１７年１２月の定例会で同様な質問をいたしましたので、再度の質問となります。平成１１年６月２３日に公布施行された男女共同参画社会基本法の前文にこのようにあります。抜粋しますと、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、ここに男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして、その方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するためこの法律を制定する」となっております。

これらを受けて、国、県はもちろんのこと、当町も平成１２年度に次の５項目を基本目標として策定されたと聞いております。

１番目に、男女共同参画社会の実現へ向けた意義づくり、２番目に、あらゆる分野への男女共同参画の促進、３番目に、だれもが働きやすい環境の形成、４番目に、生涯を通じた健康増進と福祉の充実、５番目に、男女共同参画社会の実現へ向けた体制づくりを進めるとあります。

これらの計画は、平成２２年度までの１０カ年計画となっておりますが、それぞれどのような形で推進されているのでしょうか。１項目ごとに状況をお尋ねいたします。

次に、男女共同参画推進委員会の設置についてであります。前回の質問の中でも申し上げましたが、行政の声かけだけでは輪は広がらない面もあります。委員の方が中心となって男女共生の町づくりのための調査研究や提案計画の進捗状況のチェックを行うとともに、フォーラムの開催や啓発活動、交流ネットワークづくり等を進めたりと、町民参加による推進で男女共同参画社会

づくりが身近になってくると思われます。その後いかが検討されたのでしょうか、お尋ねいたします。

③の女性職員の各役職ごとの人数と役職登用についてであります。社会のあらゆる分野へ女性の参加が進み、女性たちの活躍の場は広がっております。とりわけ当町の女性職員の方々は優秀な方が多いとお見受けいたしております。私は男女平等を基礎とした行政運営を行うために、あらゆる分野の職場において女性の管理職への登用を積極的に進める必要を感じております。男女共同参画基本計画の重点事項の中にも１番に政策方針決定過程への女性の参画の拡大が掲げてあります。社会のあらゆる分野において２０２０年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも３０％程度になるよう期待すると明記しております。当町においては、今年度多くの方が退職されるとも聞いております。女性職員をぜひとも管理職への登用に検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。町長にお尋ねいたします。

次、④のＤＶ防止法が制定された意義について町長の見解をお尋ねいたします。ＤＶ防止法が制定された平成１３年に質問いたした時点では、ＤＶに対する認識も浅く、これから勉強して対応したいとの答弁がありました。７年経過した今、ＤＶという言葉はどうやら耳なれてまいりましたが、その本質と対応についてはいまだ理解できてない方が多々おられるのが現状であります。ＤＶは一部の特別な人々の間で起こる出来事ではありません。学歴、職業、社会的地域、年収などに関係なくあらゆる階層、地域に起きている問題であります。言いかえれば、いつどこででも、だれにでも起こる可能性があるということであります。また、加害者である本人は自覚がないため、当然更生しようという意思はありません。しかし、被害者にすれば一方的な人権侵害であり、虐待になるのであります。今までは家庭内暴力と見過ごされ、あきらめの人生であった被害者にとって、ＤＶ法は、ＤＶは犯罪であると定義づけられたことによって、やっとＤＶによる被害から解放される時が来たのであります。このＤＶ防止法の意義をもっと社会全体が認識し、ＤＶは絶対許さないとの風潮を巻き起こしていかなければ、この犯罪はなくなることはないと思われます。これらが引き金となって離婚された女性は余りにも多いことを私たちは真摯に受けなければならないと思っております。このＤＶ防止法が制定された意義について町長の見解をお尋ねいたします。

次のＤＶ防止法に対する取り組みについてであります。ＤＶ被害は町内の方だけとは限りません。町外の方からの対応も迅速にしなければなりません。窓口対応がしっかりしていなければ救済することができません。どこを窓口にされているのでしょうか、もろもろの取り組みについてお尋ねいたします。

以上で、第１回の質問を終わります。

○議長（中石　高男君）　町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、①の男女共同参画計画の基本目標に対するそれぞれの推進状況についてということでございます。

市町村男女共同参画計画は、平成１２年度に三股町男女共同参画プランとして策定をいたしております。この計画は、家庭、地域、職場などあらゆる分野において、女性と男性が優しく支え合いながら、ともに参画する男女共同参画社会の実現に向けて、町民と行政が一体となって取り組むべき施策を総合的にかつ計画的に展開することを目的といたしまして、平成２２年度までの１０カ年計画となっているところでございます。

その基本目標といたしましては、まず男女共同参画社会の実現へ向けた意識づくり、そして２番目に、あらゆる分野への男女共同参画の促進、３番目に、だれもが働きやすい環境の形成、４番目に、生涯を通じた健康増進と福祉の充実、５番目に、男女共同参画社会の実現へ向けた体制づくりなどを進める内容といたしております。

また、基本目標に対する進捗状況でございますが、本町のこの参画プランでは、先ほども申し上げましたように、５つの基本目標を掲げ、１３の主要課題のもとに４０の施策の方法で取り組むこととなっておりますが、その数値目標が掲げられていないことから、数字で進捗状況は示すことはできませんが、一部各種委員等における女性の割合が、計画前の平成１２年度が４．１％であったものが、平成１８年度で９．３％、平成２０年３月現在１２．６％となっております。また、地方自治法第１８０条の５に基づく委員、結局議会の承認を必要とする委員でございますが、その割合は２１％となっております。

そのほか男女共同参画社会の実現へ向けた意識づくりが各分野で行われております。県内平均からいたしますと、まだ低い状況にありますが、今後もさらに引き続き推進をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、②の男女共同参画推進委員会の設置についてということでございます。

男女共同参画プランが策定された当初１３年でございますが、三股町女性行政推進委員会や三股町女性行政推進懇話会を設置しておりましたが、その活動が十分でなく、推進に当たっては女性団体連絡協議会を通しまして取り組んでまいりましたが、女性団体連絡協議会におきましても、うまくいかない面等もございまして、新たな推進体制を今後構築していくために検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、③の女性職員の各役職ごとの人数と役職登用についてということでございます。

女性職員の各役職ごとの人数でございますが、平成１７年度が、係長級で２２名、課長補佐級で４名、率にいたしまして１２．３％、１８年度が、係長級で１６名、課長補佐級で３名、率に

して９．４％、平成１９年度が、係長級で２３名で、課長補佐級で３名、率にいたしまして１３．５％というふうになっております。

本町の場合、女性職員の管理職部門への登用率が低いことから、今後推進していかなければならないというふうに考えておりますが、何といいましても、若いときから育てていくことが非常に大事ではないかというふうに考えているところでございます。今後さらに女性の登用につきましては、十分考えていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ＤＶ防止法が制定された意義について、町長の見解はということでございます。

配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律、いわゆるＤＶ防止法は、平成１３年４月に法が成立し、その後平成１６年と平成１９年に改正され、より具体的な方策が示され、配偶者暴力相談支援センターの設置及び業務内容、保護命令の対象者の拡大、被害者の自立支援などが規定されたところであります。この法律は、配偶者等からの暴力にかかわる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とするものであるというふうに認識をいたしているところでございます。

それから、⑤ＤＶ防止法に対する取り組みについてということでございます。

男女間の暴力のほとんどを占める女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものでございまして、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題でございます。このため、町民の認識を高め、女性への暴力を許さない意識を醸成するとともに、警察や女性相談所、関係機関が連携し、暴力根絶に向けた環境づくりを推進するとともに、情報提供や相談体制の充実など、被害者の支援対策を推進する必要がございます。

本町の場合、ＤＶに関する相談があった場合、健管センター、福祉課、教育課、そして総務企画課と協議の上、県の機関でございます女性相談所、女性保護施設と連携をとりながら対応をしているところでございます。場合によっては、児童相談所、また警察等との連携もあるわけでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石　高男君）　ここで、昼食のため１時２０分まで休憩といたします。

午前11時55分休憩

午後１時20分再開

○議長（中石　高男君）　それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

池田さん、引き続き。池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　じゃあ、次、お尋ねいたします。

まず、１番からであります。先ほど答弁をいただきましたんですが、大変残念に思ったことが

あります。それは、平成１７年度に質問申し上げたときに、答弁いただいた内容と何ら変わらなかったということでございました。施行されて六、七年が経過しております。以前質問してからもう２年経過しているわけなんです。ですから、当然これについての推進状況というのは出てきて当たり前かなと思ってたんですが、残念であります。

どうでしょう、これらの５つのこの目標を掲げられたんですけれども、住民の方々への意識啓発もされてなかったんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　それでは、私の方から、その基本目標に対する制度の推進状況についてということでございますが、実はこの男女共同参画プランには４つの大きな基本目標がございまして、それに、それぞれの主要課題、あるいは施策の方向ということがもり込まれているところでございます。

事業としては、多くの分野にわたっているわけでございますが、ここに詳細な分析結果は持っておりませんけれども、例えば、１番目の男女共同参画社会の実現へ向けた意識づくりということでございますが、これの男女の自立、協調を実現する意識の啓発とか、それから男女がお互いを尊重する教育の推進、あるいは人権尊重意識の啓発と性に対する正しい認識の浸透、こういったもので、主にどんな事業をしているのかというようなものを上げてみますと、例えば、人権等におきましては、小学校や中学校への人権の標語が約１，２００件ほど集まるわけでございますが、これらの冊子をつくって配付していくという取り組み、それから毎年文化会館で、去年もたしかありましたが、毎年８月にございますけども、学校の先生と町の職員とで講演会を開催し、人権についての取り組みをしているところでございます。これは、主に生涯学習係ですか、教育委員会の、が中心になって、人事の方と共同でやっているわけでございますが、これに大体１８０名ぐらいの方が参加されて毎年やっているところでございます。それから、児童館に毎年、１２の児童館に毎年ビデオで人権等の取り組みについて行っておりまして、約５００名の参加があるところでございます。

そのほか、もろもろの取り組みがあるわけでございますが、意識的に男女共同参画社会、それっていうことで取り組んでないわけでございますけども、それもこの計画の中に入っているわけでございまして、そういうものも多々あるところでございます。

それから、あらゆる分野への男女共同参画の促進ということですが、これも３つほどあるんですが、その中の一つを上げますと、政策方針決定の場合の女性参画の推進でございますが、町長が申されましたように、まだまだ女性の登用が少ないというようなことがございます。ただ、前回のお答えからしますと、１９年が若干上がっているという状況にはございます。計画がされる前の１５年は４．１％だったものが、今現在１２．６％ということで。ただ、だから議員がおっし

ゃったように３０％にはなかなか、これは到達は無理かなというような気もいたします。今後の推進が必要かなと。

それから、自治法で言います１８０条の５の関係、これはつまり議会の承認が必要な委員でございますけれども、これにつきましては、２０．５でしたか、約２１％の登用率でございます。これは、議員はもちろん除いてありますけど。

それから、３番目のだれもが働きやすい環境の形成、この中で一つの例を言いますと、仕事と家庭生活の両立を支援する条件整備ということでございますが、この辺はどういったものがあるかなと列挙しますと、家事、育児、介護等における男女共同参画の促進、あるいは家庭と仕事を両立させるための社会的支援等が考えられますけれども、こういったものにつきまして、間接的ではありますけれども、子育ての関係、子育て支援センターとか、そういったものを新しく設けたわけでございます。そういったものによって、やはり女性が、男性が育児しやすい場所を提供の一助でもあるというふうに思っております。

それから、例えば、生涯を通じた健康増進と福祉の充実という欄では、母性の保護と健康増進、あるいはゆとりある老後を実現する高齢者福祉の充実、あるいは総合的な子育ての支援の充実があるわけでございますが、こういった中ではどんなものがあるのかなと列挙してみますと、母性の保護等の関連としましては、母子保健訪問指導というものもその後始まったところでございまして、健康センターではパパママ教室とか、それから、先ほどの母子保健訪問指導ですけども、助産師さんが３名で妊娠されている方のお宅を回って保健の指導を始められました。それから、母子保健推進委員が１４名いるそうでございますけれども、その辺の活動も始まっております。

そのほか、福祉の充実とか、それから地域における子育て体制の確立とか、こういったものは子供の一時預かりという制度が始まりました。それから、子育て支援についてはもちろん、先ほど申しましたけれども始まりました。それから、保育所での時間の延長というものも始まりました。それから、学童保育の充実とか、そういったものがやはりそういうものに該当するんだろうというふうに思っております。ただ、今主なものを、気づいたところを申し上げましたけれども、そのほかにもいろいろあるところでございますが、なかなか推進がうまくいかない面も多いかなという面もございます。その辺は今後も推進して努力していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中石　高男君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　はい、ありがとうございます。本当にそのとおりだと思うんです。だから、全然してらっしゃらないとは思ってませんでした。だからその答弁が欲しかったんですけど。はい、わかりました。

で、こういうふうに、この男女共同参画っていう社会を築いていこうというのはもう国を挙げてやってるわけです。この国が示したこの男女共同参画が順調に推進されれば、社会全体の生活上の変化があらわれて、２０２０年ごろには希望の持てる社会が訪れるであろうと、有識者の方は期待しているわけです。それは、もう有識者だけじゃなくて、私たち、特に女性は本当にそういう社会になってほしいなと、本当に心から希望しているところであります。また、国も一応平成２２年度を一つの１０年の区切りとしておりましたけれども、これがまた第２次基本計画の中で施策の目標を平成３２年、２０２０年までに見通したということでありますので、これで、ですから２２年で終わりではございませんで、今後もまた引き続いてこういう施策の中で推進していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、まいります。次、２番目の男女共同参画の推進委員の設置であります。これは、私が前回申し上げた提案のようなものであります。委嘱とかいろいろそういう委員の方を推薦するとなると、確かにいろんなものがあって難しいっていうのもあったのかもわかりません。しかし、三股町においては、これはもう県下一円どこでもそうなんですが、宮崎県のいきいき女性アドバイザーの方が多数おられるわけなんです。その方々は本当にリーダー格の方ばかりでおられます。ですから、そういう方々をまた中心にして、その方々を中心にした広がりっていうものを持っていただければ、それがまた推進委員会の設置につながるんじゃないかと思うわけです。それにしても、ただ投げて、やってくださいだけじゃあできないんです。やはり、じゃあ拠点の提供とか、あるいはそれを推進するための支援費とか、そういう予算措置もしっかりとってあげて、そしてそれがしっかり核となっていただいた上での結果になるんじゃないかと思いますので、その辺を含めて、いかがでしょうか、今申し上げたんであれなんですけれども、課長さんとしては、この辺の考えとしていかがお考えになられますでしょうか、お尋ねします。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　女性アドバイザーの関係で、本町の方も結成当時にはそういった会があったわけでございます。その後、会員が一人抜け、二人抜けということで、最後は３名だけになってしまって、分解したような状況になっております。これは、私たち行政の取り組みもいけなかったのかなというところでございます。新たに何らかでやはり女性団体に投げかけて、やっぱりつくっていかなきゃいけないのかなというふうには感じておりましたが、そういう団体とまた話をしてみたいなというふうに思います。

○議長（中石　高男君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　ぜひその辺も実現できますように、よろしくお願いしときます。

次、まいります。先ほどの御答弁の中で、女性の管理職への登用というのを今後も検討していただけるということであるわけですが、やはりこの女性の意見が、そういういろんな政策の決定

の場だとか、あるいは審議会で、多くの女性の方の声がそこに反映されるとするならば、やはり新しい視点で物事も言っていける。そして、またさまざまな人の立場も考慮した社会が実現できるんじゃないかと思うわけです。最初申し上げましたように、国も女性の登用を３０％の目標にしているわけなんです。もう外国においては、特にドイツなんかは５０％ぐらいがもう女性がすべて登用されているわけです。ですから、まだまだ日本はそういう意味では、女性の登用っていうのは厳しい面があります。しかし、何といっても人口の半分は女性でございますので、その辺をよく考えていただいて、今回退職者の方がたくさんいらっしゃるということですので、いかがでしょうか、その辺を、課長補佐の方も何人かいらっしゃるようですが、この中で検討いただけないものか、もう一度町長さんにお尋ねいたします。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　今言われましたように、女性の登用、３０％という目標でございますが、なるべくそれに近づけるように毎年努力をしていきたいと。先ほども申し上げましたように、やはり若いときからそのような女性が、係長とか補佐に上がるような仕組みといいますか、そのような仕組み、環境といいますか、やっぱりつくるべきじゃないかというふうに考えているわけでございます。今後もどしどし努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石　高男君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　そういう仕組みからまず整えたいという答弁でございました。本当に女性が、優秀な方はたくさんいらっしゃるわけなんです。ですから、本当にそういう女性の方をどんどん起用することによって、いろんなものが様変わりしていくならば、本当にこれはもう早急に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次にまいります。ＤＶです。ドメスチックバイオレンスということで、私が申し上げた平成１３年というのは、ちょうどできた年でございましたので、なかなか皆さんの御理解もなくて、そこそこの答弁でありました。勉強して、それに取り組みたいというようなことも答弁ございました。

このドメスチックバイオレンス防止法がなぜこんなにも叫ばれているのかといったら、本当にこのことでもって家庭が崩壊していくんです。やはり被害者は女性が多いんです。まあ、たまには男性が被害者っていうことも聞きますけれども、やはり腕力的、いろんなもの、権力的からいったら、やはり男性が加害者であり、女性が被害者としたときに、やはり家庭の崩壊につながり、またその姿を見て子供がトラウマになり、その子供がまた自分の家庭をつくったときに、同じようなそういうことを平気でやっていくということ、連鎖っていう日本のそういう気質的なものもあるかなとは思ったりするんですけれども、やはりこのままの状態で放置していたんでは、本当

に母子家庭がふえるし、子供さんたちがやはり母親一つで育てられて、経済的にも厳しい面があったりとか、もっともっと勉強したくても経済的に苦しければ、子供もそこそこに勉学も断念せざるを得ない子も今後は出てくるんじゃないかと思うわけです。ですから、このＤＶ防止法っていうとらえ方をもっとみんなが真剣にとらえていただいて、じゃあこれを我が町からなくしていこうじゃないかって、みんなで取り組んでいただきたいのがこのＤＶ防止法じゃないかと思うわけです。

さっき町長さんも答弁の中でおっしゃったんですが、去年ＤＶ防止法が新たに改正されて、本年の１月に施行されたんですけれども、その中から配偶者の暴力防止とか、あるいは被害者の保護のための施策実施に関する基本計画を策定するということの、これは義務ではなくて努力義務となっております。その基本計画の策定、あるいはまた機能を持つ施設を設置すること、これを市町村の努力義務とするというふうになっておるわけです。ですから、これは努力義務ですので、とらえ方として自分たちがじゃあそれを真剣に、さっき申したように、よし、我が町はそういう方々を本当に一時的にでも守って、そして、それはこれを廃止、なくすということが目的なんですけれども、やはりそういう方々に対して助けの手を差し伸べていくっていう方向で、このＤＶ法の改正があっているわけですので、これについても積極的に取り組んでいただきたいと思うんです。

それで、国も今度の平成２０年度の当初予算でも、これは全国の中での当初予算ですけれども、やはり３，６１２万３，０００円という金額をこれに対して組んでいるんです。ですから、これが多分手を挙げた所が先に予算をもらえるのかなと思ったりするんですが、やはりこれについても、できましたらこういう支援センターというような所を確保させていただけたらなと思うんですが、それについてお尋ねいたします。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　年に１回ですか、県で集まりまして、そういった説明があるわけでございますけれども、国の予算がどのぐらいで、県がどういう形でしていくのかというのは、まだ説明がないところでございまして、その辺のものを踏まえまして、なかなか努力義務なり、そういうものが課せられましたけれども、その支援センターを独自でつくるとか、その辺はやっぱり県と連携をしなければならないところがございますので、そういった中で何ができるのかっていうことであろうと思うんです。また、説明会で出向きまして、どういうのがあるのかということも研究してみたいというふうに思います。

○議長（中石　高男君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　ＤＶ防止法に対する取り組みの中で、ちょっと中身的には入ってないんですけども、これは、ＤＶというのは、ただ単に大人になってから、やめなさいというこ

とよりも、やはり子供のときから、そういう暴力は犯罪だよっていう意識を植えつけさせなければ、このＤＶの解決は困難であると言われているわけです。ですから、学校教育の中で、暴力は犯罪であるというような教育というか、認識というものは、どのように教育の現場ではされているんでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（中石　高男君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　今質問ありましたが、学校現場においては、いじめ対策その他で非常に今敏感にやっているとこで、それとあわせながら、暴力行為は絶対いけない、体罰もいけないというようなことを教えながら、人権教育を指導しているところです。

○議長（中石　高男君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　同和の人権問題とまたこのＤＶとは趣が違うわけですので、同和の人権問題というのはもう正面きっていろいろ、何ていいますか、勉強の中にも組み込まれているわけですね、授業の中で。だけどこのＤＶというのは、さっきから申しますように、暴力のその意味が違うわけですので、やはり子供たちにも、また反面、ちょっと中途半端になりましたけど、御家庭においては子供さんたちも夫婦げんかをされているときに、その姿を見てる子供さんも結構いらっしゃるかなと思うんです。ですから、子供たちの心のケアっていうのも学校現場でケアしていただいて、そしてまた子供が、暴力は、けんかはいけないんだよって、子供が親をとめられるような、そういう子供の成長というものもまた必要かなと思うわけなんです。ですから、なかなか心っていうのは見えませんので、難しい面もあると思うんですけれども、やはり暴力は犯罪であるっていうその認識を学校現場でかなりまた検討していただければと思いますので、教育長さん、よろしくお願いしときます。

これで私の質問を終わります。

○議長（中石　高男君）　それでは、発言順位４番、指宿君。

〔１番　指宿　秋廣君　登壇〕

○議員（１番　指宿　秋廣君）　それでは、通告いたしておりました３つの案件について、町執行部の考えをお聞きをしたいというふうに思います。

まず初めに、町有施設の開放という形で質問を載せておきました。これにつきましては、土曜、日曜、祭日ということを想定してやっているのではなくて、平日の午前中という考え方で書かさせていただきました。今、平日の午前中、よっぽどのことがない限り、クローズの状態になっています。利用者がいない状態ということですけども、そういうふうになっております。もったいないなというふうに思う中で、高齢者ひっくるめて、グラウンドゴルフ、ゲートボール、外であるのはいっぱいあるんですけれども、室内のものも町として、予約がない限り無料開放という形

でできないのかなということでお聞きをいたしたいと思います。

それから、２番目に、今試行されております一般競争入札絡みについてお聞きをいたしたいと思います。

今、一般競争入札を行って、どういうふうな感じに今執行部として思っていらっしゃるのか、これについて、試行という形ですけれども、１年間という長い試行をされるという形でお聞きをいたしておりますが、今ここにいただいた実施状況、下半期ですか、１９年度下半期の入札実施状況の中で見ると、９件の一般競争入札をされているようですけども、それについての町執行部の考え方、観測、それから今から先に何をされる、どうするつもりなのか、そこら辺の中間総括されているのかどうかわかりませんが、そこら辺をお聞きをしたいと。年度が変わるということですので、一つの区切りとしてお願いをしたいと思っております。

３番目に、職員のメンタルヘルスという形で、今までに質問された議員の皆さんで、いろいろ庁内のことが、庁舎内のことが出てきておりましたけども、病気療養ですね、職場が異動したおかげで、辞令が出たおかげで、こういう病という人たちもいらっしゃるんではないのかなというふうに思いますので、その動向、もしくはそれに対して執行部として、命令権者としてどのように感じていらっしゃるのかというのをお聞きしたいと思っています。

最後に、早期退職者ですが、若い人は逃げる所がない、そうなると病気になってしまう。年な人は退職ということで逃げられたのではないのかなというふうに、短絡的ですけれども、そういう一面もないのかなというふうに思ったところです。課が大きくなって、大変なこと、昔の課のイメージで町民の皆さんも見ていらっしゃいます。そうなると、全然違うことの質問、提案、提言等々もその課で聞かざるを得ないという中で、そういうことで、ある一定の年配者の人が１２名中９名ですか、定年以外は、という形で退職をされます。そういう形の整合性、もしくは考え方等についての、どういうふうに整理されているのかをまずもってお聞きをして、後で逐次質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中石　高男君）　町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、１番目の町有施設の開放について、高齢者等への無料及び減額貸し出しの考えはないかということでございます。

体育施設につきましては、施設の維持管理に経費がかかり、その多くは税金によって賄われているところでございます。が、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性の観点から、利用者に応分の負担をしていただく、いわゆる受益者負担の原則のもとに、使用料を設定、徴収しているところでございます。使用料の免除につきましては、基本的には中学生の部活動とス

ポーツ少年団に適用しておりますが、福祉施策等の整合に配慮していくことも重要なことだと思いますし、また、一般の利用や部活動、スポーツ少年団の利用がない時間帯の施設の利用促進を図る観点からも、高齢者や障害者の減免については検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。

ただ、使用料は施設を利用する一人一人から徴収するという形態にはなっておらず、団体、グループ単位で納めていただくことになっておりますので、団体、グループの中に高齢者や障害者がどの程度含まれていれば減免の対象となるのか、一人でも含まれていれば対象ということにはできないか、そのあたりの検討も十分する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町有施設の使用料の適正化について、内部におきまして検討委員会を設置し、検討している最中でございますので、高齢者や障害者の使用料の問題につきましても、あわせて検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、２番目の一般競争入札について、現状と課題についてということでございます。

一般競争の入札につきましては、本年１月の入札分から災害復旧工事を除く土木工事について、試行的に実施しているところであります。平成２０年３月１０日現在、９件の一般競争入札を実施した結果、落札率７０％台が７件、８０％台が１件、９０％台が１件となっております。また、業者のランク別の平均落札率は、Ａランクが９１．９５％、Ｂランクが７７．５９％、Ｃランクが７９．８９％となっております。一般競争入札における９件の平均落札率は８３．９２％であり、１件当たりの平均入札参加者数は５．４人となっております。平成１９年度の一般競争入札を除く工事、いわゆるすべての指名競争入札の平均落札率が８９．９９％であり、平成１８年度の落札率９６．５％と比べ、比較いたしまして６．５１％低くなっております。

次に、一般競争入札における課題でございますが、まず、低価格による正常な施行が確保されているか、下請業者への影響はどうか、工事従事者への適正な賃金が確保されているか、最低制限価格の見直しの必要はないか、工事発注の時期の標準化、発注者側の一般競争入札による入札審査会が指名競争に比べふえたことによる事務改善が必要である、工事検査体制の充実、土木以外の工事についてどのような形で一般競争入札を導入できるか、などの問題点が考えられるわけでございます。現時点では、発注件数も少ないことから、その評価、改善についてはもうしばらく状況、様子を見たいというふうに考えております。

次に、３番目の職員のメンタルヘルスについてでございます。

まず、①の病気療養職員の現状把握と対策についてということでございます。

平成１９年度の現時点におきまして、病気療養休暇を取得した職員は１９３名中２４名、パーセントにいたしまして１２．４％となっており、延べ取得日数が１，２８７日、１人当たりの平均取得日数が５３．６日間となっております。さらに、その内訳を見ますと、脳疾患によるものが

２名、平均取得日数が９０日間、内臓疾患によるものが５名、平均取得日数が７１．２日間、外科疾患によるものが１２名、平均取得日数２６．７日間、精神的疾患によるものが２名、平均取得日数１８９．０日間、その他が３名、平均取得日数が１７．７日間となっております。

その中でも特徴的なものは、ストレス社会と言われる現代において、やはり精神的疾患によるものの取得日数が多くなっており、１８年度の平均取得日数９２．０日間と比べても増加している現状にございます。

その原因は、人間関係や家族のこと、また職場環境や仕事の内容の変化、仕事量の増大など、さまざまな要因が考えられます。これらのストレス要因の中で職場や仕事に関連するものについては、その要因の解消について、本人ともよく話し合いを行うなど、職場環境の改善を行っていきたいと考えております。

また、職場の人間に相談できない場合や個人的な要因の場合につきましては、市町村共済組合メンタルヘルスカウンセリングを勧めているところであります。これは、臨床心理士の資格を持つ経験豊かなカウンセラーが常時電話や面談で行っており、本人、家族とも相談ができるようになっているところでございます。現代のストレス社会において、だれもがストレスにより心身のバランスを崩す可能性を持っており、本町といたしましても、職員の心の健康管理につきまして、共済組合のカウンセラーと連携を十分とりながら、対処していきたいと考えているところでございます。

それから、②の早期退職者の現状と対策についてということでございます。

早期退職者の現状でございますが、平成１５年が、退職者９名のうち４名が早期退職者で、率にして４４％、平成１６年が、退職者４名のうち３名が早期退職者で、率にして７５％、平成１７年が、退職者９名のうち８名が早期退職者で、率にして８８％、平成１８年が、退職者１０名のうち７名が早期退職者で、率にして７０％、平成１９年が、退職予定者が１２名のうち９名が早期退職予定者で、率にいたしまして７５％となっております。

この早期退職者の中で、体調を崩され、病気療養を取得されている方もおられます。その内容等については、個人のプライバシーの観点から、ここでは控えさせていただきますが、町といたしましても、先ほど申し上げましたような精神的なものが要因であるものにつきましては、その要因の解消に最大限の努力を傾注してまいりたい。そして、定年まで元気に働いていただく職場環境の改善について努力をしてまいる所存でございます。

以上で、回答といたします。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　それでは、まず１項目からお聞きをしたいというふうに思います。

先ほど言われましたように、これについては団体で貸し出すんですよと、受益者負担ですよと

いうふうに言われたわけですけれども、私が想定をしているのは、要するにそういう団体という意識ではなくて、個人で、要するに門戸をあけて、開錠しておくので、例えば利用してほしいですよ、利用してもらっていいですよという形ができないんですかと。もちろん団体等で利用料を払う人については、それはそこが最優先ですから、想定をしていないわけですが、平日の午前中とか、そういうふうに普通のときには、学校等が振替休日とかもしくはならない限り、あくであろうという想定は、その日は当日あけておくと。例えば、予約が入っている日はだめですよという形でされるということが、今退職者、まあ退職者の話は後から出てくるんですが、高齢者の中で、こもらずに外に出ようとかいう標語があるんだそうですが、自分の家にこもってしまうということが新たな病気を誘発してしまうということを踏まえて、そういう考え方で、ある一定の施設を、あなたはこれを利用しなさいよという形であけるんではなくて、貸すんではなくて、そこで思い思いに何でもできますよというふうに。まあ、健管センターがそういうあれで器具等を使いながらというのがあるようですけれども、そうではなくて、例えば町のここにある３つの施設、三股町が、教育委員会部局かもしれませんが、そういうところで期間を区切って貸し出しますよと、貸し出すというか、貸し出し簿じゃないね、開錠して使っていいですよと。その中に、例えば室内競技の小さいものも貸し出しの中に入る、例えばバトミントンのラケットぐらいは、おもちゃじゃないですけど、競技用ではないのならありますよとか、室内のミニテニスぐらいはありますよとかそういう形があると、またそれをきっかけにして新たなスポーツが始まるんではないのかなと。

今、町長が答弁されたものについては、今ある組織に貸し出すんですよというふうに答弁のようでしたんで、私は少しそういうことではなくて、もう少し肩の力を抜いて、例えば今日は雨が降るから、いつも外を歩くんだけど、早朝いっぱい歩いていらっしゃいますね、傘を差しては大変なんで、そしたらもう例えば町の武道体育館を歩こうかとか、ちょっとストレッチしてみようかとか、そういうふうな軽い気持ちで質問をしたので、そういう利用率、もちろん電気をつけてくれとかいろいろあって、受益者負担とかいうのはよくわかるんですけれども、そういうふうにスポーツの団体という想定ではなくて、軽く自分でちょっとそこに行ってストレッチやってみようかとかいう形で利用できるようなのはできないのかなということなので、申しわけないですけど、再度御答弁願えるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほど答弁申し上げましたのは、使用料を伴ったような施設の使用について申し上げたわけでございます。やはり、平日施設が遊んでいる、それをうまく有効利用できないかということでございます。これにつきましては、初めてのケースでもございますし、十分

検討をさせていただきたいということを考えているところでございます。使用料の問題等につきましては、先ほど申し上げましたように、検討委員会で今検討中でございます。それとあわせて、やはりこの件についても検討をさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　想定としてはそういう形ですので、余り団体に有料でということではなくて、高齢者の方が家にこもるよりも外に出て少しされる。今、早朝を見ると、夕方もですか、ものすごい人が歩いていらっしゃるんですね、健康のために。かえって雨降り、夕方、早朝、危険なのかなということもありますので、もちろん８時半前にあけろとか言うんではないんですが、役場が開庁している時間を午前中あけておきますよと。そのかわり、例えば１２時までですよと。あとはもうだめですよというふうな形の中ですれば、少しうまくいくのかなと思いましたんで、先ほど検討委員会とありましたので、ぜひとも前向きな検討をお願いしたいというふうに思っております。時間がありますので、そこは要望して終わりたいと思っております。

２番目の問題ですが、一般競争入札について、いろんなことが、Ａランク、Ｂランク、Ｃランクとありました。ランク別にどうだというのがありました。これから見ると、ＢとＣランクが７０％台です。７０％台ということは、そこで働いている人というところから考えると、例えば側溝をつくります。ということになると、側溝は大体現場うちではなくて２次製品です。２次製品は、済みませんと、三股町から７０％台で落札したので、この２次製品についてもこの率でお願いしますと、無理ですね、要するに単価等々もあって無理だというふうに思っております。それで、今皆さんの共通になるということで、都市整備課長にちょっと、どっちでもいいんですが、お聞きしたいんですが、今２次製品の単価はどういうふうにはじき出されていますか、ちょっと教えてもらえるとありがたいと思っています。２次製品の単価。

○議長（中石　高男君）　都市整備課長。

○都市整備課長（中原　昭一君）　うちの設計としての２次製品の単価ということですね、これにつきましては県の統一単価があります。県の基準に基づいて行っております。ただ、それに載っていないものについては、そういう製品業者から見積もりをお願いして、それに基づいて設計はいたしております。

以上です。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　お聞きのように、そこが７割、７掛けで入るはずはないわけです。多分にそういう調査をされてその製品ができていると。そうすると、その下がった分、２次製品の下がったものも人件費に転嫁されかねない。要するにもうけの分があるじゃないかと、１年に

１００万、２００万、３００万ぐらいしか仕事をしないＣクラスになると、すべてもうかっても３００万という話ですけども、人件費に全部転嫁していくという形になっていく。そうすると、その雇用している人が一年中雇用が厳しくなる、その時期だけ雇用する、要するに普通の所で、まあ役場に例えればパートというような感じになるんだろうと思います。そうすると、三股町で働いている人、三股町内で働いている人が、その分だけ人件費を抑えられた安い賃金で働かざるを得ないというふうに思うわけです。そういうところから、このものについて今試行という形でされているんですけど、余り長くこれを試行をやるというのはいかがなものかなというふうに思っています。

私が、前々回ですか、総合評価方式を質問をいたしました。総合評価方式の流れ的なところも検討するということだったんで、されているとは思うんですが、総合評価方式の場合であれば入札額も一つの数字という考え方ですから、県も総合評価方式は導入しています。御存知だろうと思います。そういう形からもっていってしていかないと、例えば、災害を除くと町長がおっしゃいました。災害は突発的であって、そんなにもうかるちゅうたらおかしいですかね、いっぱい出てくるんで、利益率はそんなに高くない、しかし、この一般競争入札でやると、この災害すら一般競争入札やってくれって、今度は業者の方から言われかねない。なら、しませんよという形が出てこないとも限らない。そういうことから考えて、この一般競争入札という考え方の早く結論を出していただいて、私は町長の指名が認められちょるからやるということではなくて、総合評価方式という、町内にどれだけ貢献していますかとか、ボランティアもそうでしょうし、消防団もそうでしょう、それからこういう災害事態もそうでしょう、それからでき上がった品物、納入です、製品の完成度の高さというのもそうでしょう。ということで、再度この一般競争入札についての感想というのを、先ほどは余りないと言われましたけれども、もう９件もされた、私には悲鳴しか聞こえてこないので、業者の。再度答弁をお願いします。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほど答弁の中で、この問題点といいますか、課題につきましてはいろいろ申し上げましたが、一般競争入札に入りましてまだ日も浅いということから、もう少し時間を経過してから、いろんな問題をいろいろ洗い出しながら検討をしていきたいというふうに考えております。総合評価方式は県もやっているようでございますが、本町におきましてもこの前１件もう既に行っております。そのようなことから、いろいろと問題点につきまして、検討しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　総合評価方式で１件はやったというふうに今聞いてよろしいです

ね、いいですね、はい。ということのようですので、例えばそれに対する、どういうふうな基準を考え、どうされているのかちゅうのも、ある一定教えてもらえるとありがたいと思っていますし、この一般競争入札、それから指名競争入札に限らず、その下請はほんならば１次業者は三股町やけれども、下請を見てみたら全部他町から来てたという、要するに安くすると一番安い所から連れてこらざるを得ないんです。そうなると、都城とかそういうところから、安い下請業者を連れてくるということになりかねない。そこら辺の把握も必要だろうというふうに思っています。土建と総合的に言われますけれども、土木と建築は大きく違って、建築は多分９０％を超える下請率です。ほとんどが下請です。例えば、基礎は基礎を出します。コンクリートを打てば型枠は型枠で出します。窓をやれば全部サッシ出します。全部外に出すんです。そういう、土木はそのかわりほとんど重機を持ってくればという話になっていますが、それでも下請業者を都城から連れてくるということも考えられますので、そこら辺の総合評価についての、そこら辺のことも考えられているのかというのも１件お答えをお願いします。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　今、指宿議員の方で申されましたことが非常に懸念されるところでございます。町長が先ほど言いましたように、下請の問題とか、それから賃金が転嫁されるのかとか、それから工事体制とか、それから最低制限価格というのが今後課題として論じなきゃいかんということは、今事務局の方でも出ているところでございます。

それと、総合評価方式については、１件、試行として実施してみたとこでございます。来年についても試行としてやってみたいという、まだ決定じゃありませんけど、町長の方には申し上げておりませんが、指名審査委員会の中では来年もまたやってみようということで、話は出ているところでございまして、はっきりするかしないかはわかりませんが、できたらやっていきたいというふうに思っております。県内で、市はもう実施しております、県とか。町村はまだしている所はございません。いろんな所から問い合わせが来ておりまして、問い合わせが来ることで、私たちも非常に勉強になったなというふうに、担当の方も申し上げておりますので、できましたら来年、２０年度もまた試行としてやってみて、問題点をいろいろ当たってみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　試行としてやるということですので、土木業者は８０を切る７０％台ということであれば、役場の職員も試行で７０何％かけてやってみるち、要するに言われかねないんです。そういうことも踏まえた上で、試行だというのも早く結論を出さないと、試行でやれっていうことになってしまいかねませんので、そこら辺をお願いをしたいと思います。

もう１件、都城市が最低率を８０から８５に上げるというふうに新聞に出ていました。早急にそれを上げていかないと、全体の首を絞めてしまうという可能性があります。内部努力で破たんしていくのはしょうがないとしても、三股町がそのおぼれている人に石を投げんでもいいじゃないかと。せめて、おぼれる者わらをもつかむですから、わらぐらい投げてやればというふうなつもりで話しておりますので、そこら辺よろしくお願いをします。

その都城市の中の入札の中で、ＪＶ方式というのが書かれていました。都城、今度５，０００万から４，０００万に下げるんですか、要するに業者と業者を合わせて、町内、都城は市ですか、市内業者を合わせて格上げて、そこに工事を発注かけるんだと。取った所については、それについては御遠慮願うんだと、要するに少ないパイですけれども、それをみんなでどうやって分かち合うかということも考えながら、なおかつ質のいいものを町に納入してもらうということを考えられますので、もう１回ＪＶ方式、総合評価、ＪＶということも踏まえて御答弁をお願いします。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　ＪＶにつきましては、事務局としては過去に業者の方に呼びかけた結果、ＪＶはしないと業者の方から強い要望がございまして、断念した経緯がございます。しかし、それからちょっと年数もたっておりますので、これにつきましては、一つの企業と一つの企業が合体した形でやるわけでございますので、やはり行政側が強引にやるわけにもいかないかなというふうに思っておりまして、また業者の方たちの意見も参考にしながら検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　今やられているのが、Ｂ、Ｃ級だけで、苦しい所、苦しい所がなおかつまた苦しくなるということですから、何かの方策を考えながらしてほしいと思います。県だって、要するに新たな分野でするときには補助金を出してやるっていうか、もうやっているんです。だけど、そこに来られた、今度はその建設業者がそこに来た、もともとしているときはどうしてくれるよっていう、今度はまたそっちにまた余波をしていくということになります。ですから、三股町としてできることを最大限知恵絞って、知恵を絞ってやっていくと。まあ、余談ですが、６０周年記念行事で何か３００万やられるぐらいなら、３００万の事業をして６０周年記念事業ちゅうて側溝のふたでもしとってもらった方がまだよっぽどありがたいなというふうに思うわけです。そこら辺もひっくるめて、もう１回三股町のせっかくもう、とりあえずは合併はいつでもできるから、とりあえず独立でやっていこうと考えられたんであれば、それもお願いをしたいと思いますし、この中もらった中に、委託事業については最低価格が書いてないんですけど、それについてのいきさつをちょっとお願いします。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　本町の場合、工事等については最低制限価格を設けております。ただ、委託事業については成果物ができないわけでございまして、必ずしも最低制限価格を設けなければならないということではないようでございます。どちらかというと、今最低制限価格を設けてないわけですが、設計等とかそれからいろんな測量と申しますか、調査と申しますか、そういったものについては、大変落札率が価格から比べると低い状況にございます。成果物があるものに対して最低制限価格をつけるのが妥当と、成果物がないものについては異論があるところでございまして、本町がもしそれもつけるということになれば、やはりそれなりの検討が必要かなというふうには思っております。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　委託業務は多分９０％ぐらい人件費じゃないですか、多分ですよ、私のあらいので申しわけないんですが。そういう形だろうというふうに思っています。その中で、これを見ると４８．８２％とか、こんなべらぼうな数字が出てきているんです。そのときに、今度はこれがひとり歩きして、要するに、もともとの予定価格の方が高過ぎたんじゃないかという、今度は本末転倒の論議になりかねないわけです。だから、成果物をきれいなものに、職員で間に合わんからできないから、もしくは手が回らんからやってもらう委託事業ですよね、委託ちゅうたら設計とか監督とかというものですから、そういうものについても理由を付して、こういうことなので、要するに瞬間は役場の職員がわりになってもらわないかん人たち、いかん業者です。そういうことを踏まえると、何かここら辺を考えるべきだと思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　その辺につきましては、その成果物が書類とか調査という形で出てくるものについて、最低制限価格を設けるのはいかがかなという問題が出ますので、それは勉強、検討をさせていただきたいということに思います。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　まあ、押し問答になるでしょうから、そこら辺は置きますけれども、せっかくの年を越してこの年度を越えるという中で、せっかく検討されるんであれば、我々議会にもこういうふうに検討してこうだったぐらいは教えてもらえるとありがたいと思いますし、早目に試行という隠れみのはやめられた方がいいんではないのかなというふうに思いますので、再度そこら辺のことも踏まえた上で検討をお願いしておきたいと思います。時間がありませんので、次に行きます。

最後ですが、職員のメンタルヘルスの中でお聞きをしました。要するに、こう見ると、年度を

追うごとに、昔町長が職員であったころにこの数字はあり得なかった数字だろうと思うんです。７５％と聞いて驚かんような数字がずらっと並んでいるわけです、退職年度を見ると。７５％ちゅうことは４人やめたら３人は早期退職ということですから、率的にいうと。それは要するに職場的に大きな問題を抱えているというふうにしか思えないんです。もちろん、もちろん命と引きかえには仕事はできんということでやめられるんだろうと思いますが、役場をやめて役場の給料で再雇用される所はどこもないんです、再雇用、もちろん年齢が年齢というのもありますが。こういう流れ的なところを少し考えていただきたいというふうに思います。

町長の別な議員の質問の中で、補佐の権限をとかと言われました。私自身は補佐の権限をそんなにふやしてどうするんやっていうことを考え、私自身の気持ちは清武でやっているように部長制ですよ、部長制をすれば、部長にはどこかの課長と兼務されればいいわけですから、手当を少し上げて兼務すると。別に、課長は別なセクションにいるという考え方ですから。そうすると、今対策監が何人いらっしゃるのかわかりませんが、答弁求めましょうかね、対策監が４月以降何人になられる予定、もう固まっているでしょうから、お聞きをしたいと思います。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　一応、来年度の人事異動ということで、素案は、たたき台と申しますか、ある程度固まっているところでございますけれども、予定でございますけれども、今現在３名の対策監兼課長補佐っていう形でお願いをしております、来年も残る方は。その方についての３名はやはり対策監兼課長補佐という形で残るだろうというふうに思っております。新しく対策監をつくるということは今のところ考えていません。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　町長が企業立地のところで、職員を配置してと言われましたんで、そこら辺の考え方もあって聞いたわけですけれども、説明の中に企業誘致の関係で幾ら予算があったかなって今考えながら聞いたんですが、来年度についてのそこら辺はどうなるのかなっていうこともお聞かせを願いたいと思います。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　その企業誘致の。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　職員配置するんですかって聞いているんです。

○総務企画課長（原田　順一君）　それは、まだ予定でございますので、まだ今の段階では申し上げられません。

以上です。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　予定ということで申し上げられないということであれば、答弁も

その趣旨答弁していただけると、こっちは来年度以降の、一般質問のときに聞かれたと思います。職員を配置してやってますって言われたんで、こっちとしては来年もされるんだなというふうに思ったのでお聞きをしたわけです。要するに対策監として限定しているわけじゃありません。

先ほど私の方から言った、その清武町に考えるような、課長と部長制については、町長はいかがお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（中石　高男君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　現在の機構につきましては、平成１７年度から実行しているわけでございますが、部長制については現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　部長のいいところは、今言われたように、いろんなところに限られます。そのときに、課長補佐はしょせん課長補佐なんです。課長はやっぱり課長です。例えば、町長が、副町長が出られなくても部長という名前で行かれるんです。そういう形をすると、また違うインパクトになるのかなというふうに思ったのでお聞きをしました。もちろん、今ある対策監の人もひっくるめて、昔に全部返せと言ってるんじゃないんですが、そういうふうにあれするとことは、部長、課長っていう形をとりながら行っていくということも、ひとつ機構の、ことしの４月に間に合わんのはわかってるんですが、検討をしてほしいと思っています。いろんな収入役もいらっしゃらなくなった現在、その分何かの手当をやってでもすると、今いる課長さんは荷が軽くなった上に、また別にもう一つセクションがあるわけですから、そういう形ができるのかなというふうに思いますので、そこら辺について検討をお願いをしたいなというふうに思っています。

時間がないので、質問いっぱいあったんですが、今若い人がやめるんですね、若い人がやめるちゅうか病気になるというのは。もちろんクレーマーの話もあると思います。そのクレーマーの人たちに対応が大変だというのもあると思います。それから、病院の絡む異動もあると思います。いろんなことがあるんでしょうけれども、今この中で言う、私がお聞きした病気の率もものすごく大きい。町長も現職時代にこんなにはなかったというふうに記憶されていると思うんです。こんなにはなかったと。働く、仕事をするときの考え方的なところ、例えば何かを立ち上げるといったら、ワーキンググループですか、ワーキンググループを立ち上げて、ワーキンググループでやるというのも少し広く聞いたちゅうことはいいのかもしれませんが、私自身にとれば、先ほど言ったように、そういう若い人の言うことも聞くのも大切かもしれませんけれども、今までにいる人の意見も聞かないかんというふうに思ってますので、何もかにもワーキンググループという形はちょっといかがかなと思っています。念のためにお聞きします。ワーキンググループという

のは今現在何ぼありますか。

○議長（中石　高男君）　総務企画課長。

○総務企画課長（原田　順一君）　ちょっと今資料がございませんので、わかりません。また後日でよければ。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　これ以上あります、これ以上ある。感じでいいです。偽証したというのは言わん。

○総務企画課長（原田　順一君）　１０以上はないと思いますけれども、ちょっとはっきりわかりません。

○議長（中石　高男君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　要するに、一つ、二つじゃないちゅう意味ですね。一つ、二つじゃありませんよという形です。その人たちは自分のセクションの仕事をしながら、またほかのところも仕事をしながら、このワーキンググループで仕事をしながらということになっていきます。だから、先ほどのことですけども、もう１回メンタルヘルスは市町村共済がやっているというだけではなくて、三股町は三股町の独自の考え方、独自の悩みがあってそういうことをされているんではないのかなと思いますんで、やっぱりなぜそうなったのか、胃が、例えば胃潰瘍になったというのも、ただの暴飲暴食、本当にそうなのかどうか、胃に穴があくというのはストレスから来ますんで、そういうことも踏まえた上で、その人といろんな病気をされる人等をやっぱり踏まえた上で、そういうことも考えて対応してほしいというふうに思っています。与えられた時間が来ましたので、町長に問題を提起した上で、私の質問を終わりたいと思います。よろしく、討議したいということについてはお願いをして終わります。

以上です。

○議長（中石　高男君）　それでは、一般質問はこれにて終了します。

ここでお諮りします。今定例会の一般質問は本日すべて終了しましたので、明日は休会とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、明日は休会とすることに決定しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後２時34分休憩

〔全員協議会〕

午後２時38分再開

○議長（中石　高男君）　休憩を解いて本会議を再開します。

ただいまお配りしました決議案の取り扱いについてお諮りします。決議案第１号については、既に提案されている議案すべてを終了後、最終日に全体審議で措置することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、決議案第１号については、既に提案されている議案すべてを終了後、最終日に全体審議で措置することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（中石　高男君）　それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後２時38分散会

平成20年　第２回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第４日）

平成20年３月17日（月曜日）

議事日程（第４号）

平成20年３月17日　午前10時00分開議

日程第１　常任委員長報告

日程第２　質疑・討論・採決（議案第４号から議案第２９号までの２６議案）

追加日程第１　附帯決議（案）第１号上程

日程第３　質疑・討論・採決（議案第３０号から議案第４２号までの１３議案）

日程第４　請願第１号の継続審査の件

日程第５　決議（案）第１号「道路特定財源の確保に関する特別決議」上程

本日の会議に付した事件

日程第１　常任委員長報告

日程第２　質疑・討論・採決（議案第４号から議案第２９号までの２６議案）

追加日程第１　附帯決議（案）第１号上程

日程第３　質疑・討論・採決（議案第３０号から議案第４２号までの１３議案）

日程第４　請願第１号の継続審査の件

日程第５　決議（案）第１号「道路特定財源の確保に関する特別決議」上程

出席議員（12名）

１番　指宿　秋廣君	２番　財部　一男君
３番　上西　祐子君	４番　大久保義直君
５番　重久　邦仁君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　高男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　岩松　健一君　　書記　出水　健一君

書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑　和男君	教育長	田中　久光君
総務企画課長	原田　順一君	税務財政課長	渡邊　知昌君
町民保健課長	重信　和人君	福祉課長	下石　年成君
産業振興課長	木佐貫辰生君	都市整備課長	中原　昭一君
環境水道課長	福重　　守君	教育課長	野元　祥一君
会計課長	上村　陽一君		

午前10時00分開議

○議長（中石　高男君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第１．常任委員長報告

○議長（中石　高男君）　日程第１、常任委員長報告をお願いします。

まず総務厚生委員長よりお願いします。

〔総務厚生常任委員長　財部　一男君　登壇〕

○総務厚生常任委員長（財部　一男君）　おはようございます。

総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第７６条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第４号、５号、６号、７号、８号、９号、１０号、１１号、１２号、１３号、１４号、２０号、２１号、２２号、２３号、２８号、３０号、３１号、３２号、３３号、３４号、３９号と請願第１号の計２３件でございます。

以下、案件ごとに御報告いたします。

議案第４号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」、本案は地方公務員法の一部改正により、諸事項を改正するものであります。すなわち、部分休業が３歳児までとされていたものを就学前までに延長させたことによるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第５号「職員の自己啓発等休業に関する条例」、本案は新規に条例を制定するものであり

ます。すなわち、職員が大学等における就学、並びに国際貢献活動に参加するために休業等に関し必要な時効を定める条例であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第６号「三股町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は、組織改正を図り、役員を追加することで組織の充実を図るものであります。すなわち交通安全協会の役員を４名追加するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第７号「三股町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例」、本案は新規に条例を制定するものであります。すなわち、地方自治法の規定に基づき本町温泉スタンドの設置及び管理に関し必要事項を定めるものであります。審査の経過において附帯意見がありましたので、申し添えます。本施設を設置するために約２５０万円の投資がなされております。有料化によりそれなりの使用料が徴収されますが、今後、施設管理を行うには十分な配慮が必要であると思います。今後、さらなる財政負担にならないように努力してほしいという意見附帯であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第８号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」説明申し上げます。

本案は、議案第７号の条例制定に伴い使用料及び手数料徴収条例を一部改正するものであります。すなわち、温泉水プリペイドカード１枚１，０００円を別表に追加するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第９号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」、本案は国民健康保険の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。すなわち、文言の改正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１０号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」、本案は保険料率の特例である激変緩和策を１年間継続するものであります。すなわち、附則第３条の見出しを改め、同条に１項を加えるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１１号「三股町後期高齢者医療に関する条例」、本案は新規条例を制定するものであります。すなわち、後期高齢者医療に関する法律の制定により本条例を制定し、諸事項を定めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１２号「三股町後期高齢者における葬祭費の支給に関する条例」、本案は新規に条例を制定するものであります。すわなち、葬祭費において宮崎県後期高齢者医療広域連合において支給される額の差額を支給する条例を制定し、諸事項を定めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１３号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」、本案は国民健康保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。すなわち、文言の改正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１４号「三股町国民健康保険準備積立基金条例の一部を改正する条例」、本案は国民健康保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。すなわち、第２条中、老人保健拠出金を後期高齢者支援金に改めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２０号「平成１９年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」について説明申し上げます。

本案は、確定並びに決算見込み等による増額補正であります。すなわち、歳入歳出予算の総額３０億６，４７４万４，０００円に歳入歳出それぞれ１，５９５万１，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ３０億７，７６９万５，０００円とする増額補正予算であります。

歳入の主なものは共同事業交付金１，４２４万８，０００円で、歳出のおもなものは共同事業拠出金１，４６７万４，０００円であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２１号「平成１９年度三股町老人保健特別会計補正予算（第３号）」について説明申し上げます。

本案は、確定並びに交付決定見込み等による増減補正であります。すなわち歳入歳出予算の総額２３億３，５０７万５，０００円に歳入歳出それぞれ１６３万１，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ２３億３，６７０万６，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、医療費交付金１，７５９万４，０００円と医療費負担金２，８１５万６，０００円を減額し、一般会計繰入金４，６２１万１，０００円を増額するものであります。

歳出の主なものは、一般管理費の委託料として２３４万２，０００円を計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２２号「平成１９年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）」について説明申し上げます。

本案は、確定並びに決算見込み等による増減補正予算であります。すなわち、歳入歳出予算の

総額１６億５，２１５万３，０００円から歳入歳出それぞれ７８１万９，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ１６億４，４３３万４，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫負担金６６５万５，０００円、国庫補助金２，００５万２，０００円、支払い基金交付金１，３８３万８，０００円、及び県負担金１，３１６万９，０００円を減額し、介護保険料３，５５４万７，０００円及び一般会計繰入金１，０３４万４，０００円を増額補正計上したものであります。

歳出の主なものは、保険給付費等を減額し、収支残を予備費に補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２３号「平成１９年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）」について説明申し上げます。

本案は、実績見込み等による減額補正予算であります。すなわち歳入歳出予算の総額１，５５４万２，０００円から歳入歳出それぞれ３１３万８，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ１，２４０万４，０００円とするものであります。

歳入は介護予防サービス計画費収入を減額し、歳出は一般管理費及び居宅介護支援事業費を減額補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２８号「平成１９年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）」について説明申し上げます。

本案は、決算見込みに不足が生じたために一般会計より補てんするものであります。すなわち、収益的収入において１３０万円を補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３０号「平成２０年度三股町国民健康保険特別会計予算について」説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２９億２，８０９万４，０００円と定めるものであります。対前年度比３．８％の減であります。

歳入の主なものは国民健康保険税が対前年度比５．６％の減となっております。国庫支出金が対前年度比３．９％の減、療養給付費等交付金が対前年度比７５．９％の減、前期高齢者交付金が新たに新設されたものであります。

歳出の主なものは保険給付費が対前年度比５．２％の減、老人保健拠出金が７５．５％の減、介護納付金が８．４％の減、共同事業拠出金が１３％の増となっております。

これら歳入歳出における増減は後期高齢者医療制度の創設に伴うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３１号「平成２０年度三股町老人保健特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、後期高齢者医療制度の創設により大幅に減となる予算であります。すなわち、医療費の基金負担分として平成２０年３月分と請求遅延分等を計上したものであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億４，５３０万９，０００円と定めるものであります。

歳入についての主なものは支払い基金交付金、国庫支出金、県支出金及び一般会計繰入金を所定の負担率により計上したもので、歳出については療養給付費が主なものとなっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３２号「平成２０年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、新たに立ち上げられた特別会計であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億７２７万２，０００円と定めるものであります。歳入の主なものは後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。歳出は後期高齢者医療広域連合納付金が主なものとなっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３３号「平成２０年度三股町介護保険特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億６８万５，０００円と定めるものであります。対前年度比１．９％の増となります。

歳入の主なものは保険料が１．０％の減の２億１，６９５万５，０００円、国庫支出金が３億９，６３２万７，０００円、支払い基金交付金が４億５，５８２万１，０００円、県支出金が２億２，７１１万７，０００円、及び繰入金が３億４２８万４，０００円であります。

歳出については、保険給付費１４億４，５４３万７，０００円が主なものとなっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３９号「平成２０年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」について説明申し上げます。

本案は、平成２０年度も引き続き医療法人社団牧会小牧病院が指定管理者として病院の運営を行うものであります。

本予算案は施設管理維持等の予算であります。まず収益的収入及び支出については、医業外収益１，７６３万３，０００円をもとめ、支出は人件費、施設維持管理料、減価償却費などに２，８６２万５，０００円を計上いたしております。

また、資本的収入及び支出でありますが、収入は４２４万８，０００円を、支出は４２４万７，０００円を計上しております。これは企業債の償還金であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

請願第１号「後期高齢者の医療制度に関する意見書提出を求める請願」について説明申し上げ

ます。

この請願は、宮崎県社会保障推進協議会会長山田秀一氏より請願されたもので、後期高齢者の医療制度に関する請願となっております。

請願項目は、１、高齢者のだれもが適切な負担で安心して医療が受けられるよう、保険料が過度な負担とならないよう財政措置を含め必要な措置を講ずること、２つ目、後期高齢者医療の新たな診療報酬体系については、必要かつ十分な確保はできるものとすること、３番目、後期高齢者保険料滞納者への配慮を講ずることの３項目となっております。

審査の経過の中でいろいろありましたが、制度が４月よりスタートとなっており、実績等はまだ見えてない現状である等の意見が出たところであります。

慎重に審査した結果、全会一致で継続審査と決しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

失礼しました。議案第３４号が抜けておったそうですので、追加いたします。

議案第３４号「平成２０年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，３９５万８，０００円と定めるものであります。対前年度６．８％の減であります。

歳入の主なものは介護予防サービス計画費収入が１，３４１万６，０００円であります。

歳出は一般管理費の委託料８９１万２，０００円と居宅介護支援事業費３５０万２，０００円が主なものとなっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中石　高男君）　次に、建設文教委員長より報告をお願いします。建設委員長。

〔建設文教常任委員長　東村　和往君　登壇〕

○建設文教常任委員長（東村　和往君）　それでは、建設文教常任委員会の審査の結果、及び概要について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第１５号外１４件の計１５件であります。まず初めに審査の結果から御報告いたします。当委員会といたしましては、慎重に審査した結果、すべての案件を全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、案件ごとに御説明いたします。

まず、議案第１５号でありますが、本案は塚原第２団地の１棟４戸を用途廃止したため、三股町住宅設置条例の別表中の数字をその旨、改めるものであります。

次に、議案第１６号でありますが、本案は学校教育法の改正に伴い、三股町立学校の設置に関

する条例中の字句をその旨改めるものであります。

次に、議案第１７号でありますが、本案は主に土地改良区関係の整備費に充当してきた三股町ふるさと農村活性化基金が平成１９年度中の取り崩しで残高がほぼなくなったので、基金条例を廃止するものであります。

次に、議案第１８号でありますが、三股町と都城市との境界部分に位置する住宅及び施設が立地あるいは施工条件の都合により相互に違った水道施設を利用しているため、地方自治法の規定に基づき、都城市と協議の上、協定を締結し、相互の水道施設を相手方住民の利用に寄与させるものであります。

次に、議案第２４号、２５号、２６号、２７号、すなわち、当委員会所管のうち、４つの平成１９年度特別会計補正予算についてであります。

まず、三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額５，０７３万１，０００円からそれぞれ１２３万円を減額し、予算の総額を４，９５０万１，０００円とするもの。

次に、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額３，８６４万２，０００円からそれぞれ９３万８，０００円を減額し、予算の総額を３，７７０万９，０００円とするもの。

三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額４億３，６９９万８，０００円からそれぞれ２，４４７万１，０００円を減額し、予算の総額を４億１，２５２万７，０００円とするものであります。

次に、三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額３，０５１万２，０００円からそれぞれ２４万３，０００円を減額し、予算の総額を３，０２６万９，０００円とするものであります。

これらはいずれも主に歳出での事業費の執行残、及び管理費の不要残に伴い、歳入の一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第３５号、３６号、３７号、３８号及び４０号、同じく当委員会所管の特別会計平成２０年度当初予算について御説明いたします。

三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４，８７４万９，０００円と定めるもので、対前年比２２０万１，０００円の増となっております。

宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，７０２万８，０００円と定めるもので、対前年比１６１万４，０００円の減となっております。

公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８，８６２万８，０００円と定めるもので、対前年比４，８０７万５，０００円の増となっております。

本議案につきましては、審査の過程で、本事業は年次的に工事を進めているが、今後も計画どおり遂行していくならば、膨大な予算を必要とする。現状の接続率で見る限り、住民の事業に対する理解度は低いようであり、財政状況も考慮に入れ、合併浄化槽の市町村設置型に一部切り替えること等も含め、再度検討しなおすべきであるとの意見があったことを付します。

次に、墓地公園事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を２，９７３万６，０００円と定めるもので、対前年比２９万１，０００円の増となっております。

次に、三股町水道事業会計予算については、収益的収入及び支出予算において事業収益は３億９，３３８万４，０００円を予定し、事業費用は３億６，３６８万６，０００円を予定しております。

また、資本的収入及び支出予算において収入総額は５４０万６，０００円を予定し、主なものは工事負担金４５７万５，０００円であります。支出総額は１億６，９６１万４，０００円を予定し、建設改良費９，２１５万８，０００円、企業償還金７，４４５万６，０００円が主なものであります。これらはいずれも昨年度とほぼ同様の事業を推進するものであります。

次に、議案第４１号でありますが、売買契約の締結であります。本案は長田青年部分林産物の立木売買について、平成２０年２月７日に条件付一般競争入札を行ったところ、都城森林組合が１，７８７万３，１００円で落札したので、売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程で、部分林の土地は長田地区の所有となっており、樹木については旧三股町森林組合との契約を組合の解散に伴い三股町が引きついだものである。しかしながら、他の部分林と違って例外的な契約内容となっており、伐採後の植栽のことも含め、再契約に当たっては慎重にすべきとの附帯意見を委員会の総意として付しておきます。

最後に、議案第４２号町道路線の認定についてでありますが、本案は民間の宅地開発行為により生じた道路、山王原５９号線、及び植木８５号線の２路線を町道に認定しようとするものであります。

以上で、建設文教常任委員会の審査の結果の報告を終わります。

○議長（中石　高男君）　次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長　黒木　孝光君　登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木　孝光君）　一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第７６条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、１９号、２９号の２件でございます。まず議案第１９号「平成１９年度三股町一般会計補正予算（第５号）」について御説明いたします。

本案は、年度末を控えて各種事業の実績見込み、補助事業の決定等による増減補正のほか、繰

越明許費の設定、地方債の変更であります。歳入歳出予算の総額８７億４，６６４万５，０００円に歳入歳出それぞれ５０５万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８７億５，１７０万１，０００円とするものであります。

６ページ、２表の繰越明許費については、中原第３団地建替事業が年度内に事業完了しないことから設定するものです。事業完了は２０年８月末で９月より入居開始が予定されております。

次に、７ページの地方債補正は、中原第３団地に関連する事業債を１，９１０万円を減額し、三股中学校整備に係る事業債を１６０万円増額する限度額の変更であります。

歳出で増額される主なものは、社会福祉費と児童福祉費であります。

以上、説明を終わります。

審査の結果につきましては、慎重に審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２９号「平成２０年度三股町一般会計当初予算」について御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額は７９億３，０００万円で、前年対比４．８％、４億円の減となっております。歳入の内容は省略いたします。

７ページ、第２表の債務負担行為、２項の事項で予定するものです。

８、９ページの地方債は２０年度に取り組む各事業で、５億６，１２３万３，０００円の限度額を計上するものです。

３６ページ、各事業目的で７億２，３４９万８，０００円を基金繰入金として計上、４２ページ、地方債は７項目、各事業説明欄に計上されておるとおりでございます。

次に、歳出予算について、主なものについてだけ報告します。町制施行６０周年事業にかかる経費、電算リプレース事業にかかる経費、西植木多世代交流施設及び蓼池児童館改修事業、産業会館建設にかかる用地購入及び補助金、消防ポンプ車購入事業、勝岡小学校体育館整備事業、総合文化施設周辺整備事業が新年度取り組む主な事業であります。

詳細は、一般会計予算説明資料として、補助事業、単独事業別に事業内容が説明されているので省略いたします。

委員会の中で多数意見がありましたので申し添えます。

総合文化施設周辺整備事業についてでございますが、予算説明の段階では内容について理解しがたい意見も多いことから、３月７日、現場での説明を再度受けました。機器搬入口の高さの改修、出演者待合施設の空調設備や舞台上の防音施設改修等は当初の設計に当たった設計者の設計ミスであることが判断できます。

建設に当たり、基本的な会館の設計に専門家も参加した当初設計につきましても疑問を感じるところであります。

予算執行前に当初、設計事務所に対しても今回の補修及び改修にいたる経緯を伝えるべきでな

いか、基本的な設計上の問題であり、一部補償を求め、対応次第では今後、本町の指名業者としないなどの強い措置も兼ねるべきじゃないかということで、それらを含めて事前に十分、検討するよう申し添えます。

なお、この案件につきましては、あとで附帯決議を提案することにいたしております。

審査の結果につきましては、慎重に審査、審議の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（中石　高男君）　東村君。

○建設文教常任委員長（東村　和往君）　先程の報告で数字が間違っておりましたので、訂正させてもらってよろしいでしょうか。

大変失礼いたしました。先ほど、写し間違いで数字は全く違っておりましたので、訂正させていただきます。

議案の第４０号「平成２０年度三股町水道事業会計」の当初予算であります。本案は収益的収入及び支出予算において事業収益４億１７１万3，０００円を予定し、事業費用は3億5，７０１万7，０００円を予定しております。

また、資本的収入及び支出予算において、収入総額は２億１４万4，０００円を予定し、主なものは企業債１億1，５２０万1，０００円、補助金7，６８０万1，０００円であります。支出総額は３億9，６０３万4，０００円を予定し、建設改良費３億３３８万2，０００円、企業債償還金8，９６５万2，０００円が主なものであります。

以上、訂正させていただきます。失礼いたしました。

日程第２．質疑・討論・採決（議案第４号から議案第２９号までの２６議案）

○議長（中石　高男君）　日程第２、議案第４号から議案第２９号までの２６議案の質疑、討論、採決を行います。

議案第４号「職員の育児休業などに関する条例などの一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号「職員の自己啓発等休業に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第５号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号「三股町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第６号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号「三股町温泉スタンドの設置及び管理に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第７号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第９号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題と

して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第９号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第１０号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１０号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

議案第１１号「三股町後期高齢者医療に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　３番、上西です。１１号後期高齢者医療に関する条例、本年４月から後期高齢者医療制度が強行されます。現代版姥捨て山と強く批判され、全国各地で見直しを行えという決議や意見書が出されております。７５歳になると今まで加入していた国保や健康保険を脱退させられ、新しくできる後期高齢者だけの医療保険に踏み入れられます。世界にも例のない年齢で差別するという医療制度です。保険料も年金天引きとなり、今までの介護保険料の年金天引きと合わせると月に平均でも１万円以上、手取りの年金が減ることになります。

また、受けられる医療の内容も差別されることになります。長年、社会のために貢献し、働いてこられたお年寄りに７５歳になったら早く死ねと言わんばかりの後期高齢者に関する条例です。

以上で反対討論を終わります。

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第１１号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石　高男君）　起立多数でございます。よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

議案第１２号「三股町後期高齢者における葬祭費の支給に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１２号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

議案第１３号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１３号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　御異議があるようですから、起立により採決します。議案第１３号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石　高男君）　起立多数であります。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

議案第１４号「三股町国民健康保険準備積立基金条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１４号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　御異議があるようですから、起立により採決します。議案第１４号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石　高男君）　起立多数であります。よって、議案第１４号は原案のとおり可決されま

した。

議案第１５号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１５号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

議案第１６号「三股町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１６号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

議案第１７号「三股町ふるさと農村活性化基金条例を廃止する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１７号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

議案第１８号「三股町と都城市との間における水道施設の相互利用に関する協議について」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１８号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

議案第１９号「平成１９年度三股町一般会計補正予算（第５号）」を議題としますが、この議案への質疑は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、質疑を省略します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１９号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

議案第２０号「平成１９年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２０号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

議案第２１号「平成１９年度三股町老人保健特別会計補正予算（第３号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２１号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

議案第２２号「平成１９年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２２号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

議案第２３号「平成１９年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２３号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

議案第２４号「平成１９年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」

を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２４号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

議案第２５号「平成１９年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２５号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

議案第２６号「平成１９年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２６号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

議案第２７号「平成１９年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第２号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２７号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

議案第２８号「平成１９年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２８号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

議案第２９号「平成２０年度三股町一般会計予算」を議題としますが、この議案への質疑は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、質疑を省略します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　２０年度一般会計予算の反対の立場から討論いたします。

高齢者が受け取る国民年金は１カ月平均４万６，０００円です。自民、公明の政治は４月より高齢者医療保険で追い討ちをかけようとしております。構造改革の名によって雇用関係は破壊され、不安定なパートや派遣社員、契約社員が増加し、低賃金のもとでの生活を余儀なくされております。

生産者米価の１時間当たりの労賃はわずか２５６円です。また、ガソリンや軽油、飼料の高騰で農家の暮らしと経営も深刻な事態となっております。

町の２０年度一般会計予算（案）は評価すべき点も多々ありますが、農業関係でも国、県の押しつけの畑かん土木工事などが主流となっており、農家のソフト面での気配りが感じられません。また、差し迫ったものでもないと思われる国旗掲揚台設置などに予算が計上されております。

多くの町民が苦しい生活をしている中で税金を納めていることを忘れないでほしいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第２９号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石　高男君）　起立多数であります。よって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案第２９号「平成２０年度三股町一般会計予算」に対して附帯決議

（案）が提出されております。２９号議案の可決に伴い、附帯決議（案）第１号を配付いたします。

それでは、ただいま配付しました附帯決議（案）の取り扱いを議会運営委員会で協議しますので、本会議を１１時２０分まで休憩いたします。議会運営委員の皆さんは委員控え室にお集まりお願いします。

午前11時09分休憩

午前11時20分再開

○議長（中石　高男君）　では、休憩前に引き続き本会議を再開します。

附帯決議（案）第１号の取り扱いについて議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　原田　重治君　登壇〕

○議会運営委員長（原田　重治君）　それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

議案第２９号「平成２０年度三股町一般会計予算に対する附帯決議（案）第１号」はこれより直ちに全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

追加日程第１．附帯決議（案）第１号上程

○議長（中石　高男君）　お諮りします。附帯決議（案）第１号は議会運営委員長の報告のとおり、これより直ちに全体審議で措置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、附帯決議（案）第１号はこれより直ちに全体審議で措置することに決しました。

議事日程の日程第２の次に、追加日程第１、附帯決議（案）第１号上程と記入してください。

それでは、追加日程第１、附帯決議（案）第１号「議案第２９号平成２０年度三股町一般会計予算に対する附帯決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。黒木君。

〔一般会計予算・決算常任委員長　黒木　孝光君　登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木　孝光君）　提案理由の趣旨説明をいたします。附帯決議（案）第１号「議案第２９号平成２０年度三股町一般会計予算に対する附帯決議」について、その趣旨を、提案の趣旨を説明いたします。

ただいま可決しました平成２０年度一般会計当初予算の審査に当たって、厳しい財政状況の中での当局の予算編成の苦労は重々わかるものでありますが、中には事前に説明があってもよいような予算も見受けられました。

町民からの付託を得ている我々議員は、血税によって賄われる財源の有効利用に最新の注意を払うのが努めであり、今後を考慮し、平成２０年度の一般会計予算に対しての別紙のとおりの附帯決議をつけるものであります。

よろしく審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

○議長（中石　高男君）　これより、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。附帯決議（案）第１号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、附帯決議（案）第１号は原案のとおり可決されました。

執行部におかれましては、この決議の趣旨を御理解いただき、善処されるようお願いいたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．質疑・討論・採決（議案第３０号から議案第４２号までの１３議案）

○議長（中石　高男君）　日程第３、議案第３０号から議案第４２号までの１３議案の質疑、討論、採決を行います。

議案第３０号「平成２０年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３０号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　御異議があるようですから、起立により採決します。議案第３０号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石　高男君）　起立多数であります。よって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

議案第３１号「平成２０年度三股町老人保健特別会計予算」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３１号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　御異議があるようですから、起立により採決します。議案第３１号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石　高男君）　起立多数であります。よって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

議案第３２号「平成２０年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３２号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　御異議があるようですから、起立により採決を行います。議案第３２号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石　高男君）　起立多数であります。よって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

議案第３３号「平成２０年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３３号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　御異議があるようですから、起立により採決します。議案第３３号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石　高男君）　起立多数であります。よって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

議案第３４号「平成２０年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３４号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

議案第３５号「平成２０年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３５号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

議案第３６号「平成２０年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３６号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

議案第３７号「平成２０年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３７号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

議案第３８号「平成２０年度三股町墓地公園事業特別会計予算」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３８号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

議案第３９号「平成２０年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３９号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

議案第４０号「平成２０年度三股町水道事業会計予算」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４０号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第４０号は原案のとおり可決されま

した。

議案第４１号「売買契約の締結について」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４１号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

議案第４２号「町道路線の認定について」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４２号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　異議なしと認めます。よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

日程第４．請願第１号の継続審査の件

○議長（中石　高男君）　日程第４、請願第１号の継続審査の件を議題とします。

請願第１号「後期高齢者の医療制度に関する意見書提出を求める請願」に対する総務厚生常任委員長の報告は継続審査であります。

よって、請願第１号を継続審査することについての質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、継続審査に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第１号は総務厚生委員長の報告のように継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　御異議があるようですから、起立により採決します。請願第１号は総務厚生委員長の報告のように継続審査とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石　高男君）　起立多数であります。よって、請願第１号は継続審査とすることに決しました。総務厚生常任委員会におかれましては、閉会中の審査方、よろしくお願いいたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第５．決議（案）第１号「道路特定財源の確保に関する特別決議」上程

○議長（中石　高男君）　日程第５、決議（案）第１号「道路特定財源の確保に関する特別決議」を議題とします。

ここで提出者の説明を求めます。東村君。

〔６番　東村　和往君　登壇〕

○議員（６番　東村　和往君）　決議（案）第１号「道路特定財源の確保に関する特別決議」について、提案の趣旨を説明いたします。

本案は、本国会の最大の争点となっております道路特定財源の確保を求める決議（案）であります。

仮に、現行の暫定税率が廃止されると、本町では約９，３００万円の税の減が生じ、道路整備はもとより教育や福祉といった他の行政サービスの低下など町民生活に深刻な影響を与えるものであります。

よって、その財源である道路特定財源とその暫定税率の維持は必要不可欠であり、関連法案の年度内成立を国に対して強く要望するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

○議長（中石　高男君）　それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

決議（案）第１号「道路特定財源の確保に関する特別決議」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　次に、賛成討論の発言を許します。指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　１番です。今、ただいま議題となっております特別決議について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

この特定財源、すべてが特定という形になっておりますけれども、実際、国が今、問題になっている地方分権という形から言うと、時代を逆行するものだろうというふうに思っております。地域の実情に応じた財源で、地域の実情に応じた工事の仕方をするべきだろうというふうに考えております。

しかし、この特定財源がなくなるということについては、いろんな意味で大きな障害が出てくるというふうに思っています。

地域の方がリッター２５円のなけなしの金をはたいて納めるお金でありますので、私自身はこの特定財源の趣旨については賛成ですけれども、使い方については大いに論議するべきだろうということを付して、賛成をいたします。

以上です。

○議長（中石　高男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。決議（案）第１号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石　高男君）　御異議があるようですから、起立により採決します。決議（案）第１号は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石　高男君）　起立多数であります。よって、決議（案）第１号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました決議については、速やかに関係機関に善処方を求めます。

以上ですべての案件を議了しましたが、１２月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前11時44分休憩

午後０時05分再開

○議長（中石　高男君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（中石　高男君）　それでは、以上で平成２０年度第２回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後０時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員